

文教委員会会議記録

文教委員会副委員長 岩城 元

1 日時

令和4年7月1日（金）

午前10時開会、午後4時33分散会

（休憩：午前11時43分～午前11時44分、午前11時50分～午後1時、午後2時58分～午後3時11分）

2 場所

第3委員会室

3 出席委員

千葉絢子委員長、岩城元副委員長、小西和子委員、岩渕誠委員、
千葉伝委員、佐々木宣和委員、小野共委員、斉藤信委員、小林正信委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

刈屋担当書記、畠山担当書記、佐藤併任書記、赤前併任書記

6 説明のために出席した者

(1) 文化スポーツ部

熊谷文化スポーツ部長、中里副部長兼文化スポーツ企画室長、
佐藤文化スポーツ企画室企画課長、
阿部文化振興課総括課長、佐藤文化振興課世界遺産課長、
畠山スポーツ振興課総括課長、
松崎スポーツ振興課冬季国体・マスターズ推進課長

(2) 教育委員会

佐藤教育長、佐藤教育局長、高橋教育次長兼学校教育室長、
西野教育企画室長兼教育企画推進監、八重樫参事兼教職員課総括課長、
古川教育企画室予算財務課長、佐々木教育企画室学校施設課長、
度會学校教育室学校教育企画監、
三浦学校教育室首席指導主事兼義務教育課長、
中村学校教育室首席指導主事兼高校教育課長、
安齊学校教育室特命参事兼高校改革課長、
菊池学校教育室首席指導主事兼産業・復興教育課長、
近藤学校教育室首席指導主事兼特別支援教育課長、

千田学校教育室首席指導主事兼生徒指導課長、
熊谷教職員課首席経営指導主事兼小中学校人事課長、
木村教職員課首席経営指導主事兼県立学校人事課長、
菊池保健体育課首席指導主事兼総括課長、
久慈生涯学習文化財課首席社会教育主事兼総括課長、
岩渕生涯学習文化財課首席社会教育主事兼文化財課長

(3) ふるさと振興部

鈴木副部長兼ふるさと振興企画室長、米内学事振興課総括課長

7 一般傍聴者

5人

8 会議に付した事件

(1) 文化スポーツ部関係審査

(議案)

ア 議案第1号 令和4年度岩手県一般会計補正予算(第3号)

第1条第2項第1表中

歳出 第2款 総務費

第8項 文化スポーツ費

イ 議案第21号 県立野球場条例の一部を改正する条例

ウ 議案第22号 野球場の管理等に関する事務の委託の協議に関し議決を求めることについて

(2) 教育委員会関係審査

(議案)

ア 議案第1号 令和4年度岩手県一般会計補正予算(第3号)

第1条第2項第1表中

歳出 第10款 教育費

第1項 教育総務費

第6項 社会教育費

イ 議案第10号 岩手県手数料条例の一部を改正する条例中

他の委員会の付託分以外

(請願陳情)

ア 受理番号第69号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げを求める請願

(3) ふるさと振興部関係審査

(議案)

ア 議案第1号 令和4年度岩手県一般会計補正予算(第3号)

第1条第2項第1表中

歳出 第10款 教育費

第9項 私立学校費

(4) その他

次回及び次々回の委員会運営について

9 議事の内容

○千葉絢子委員長 ただいまから文教委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元にお配りしております日程により会議を行います。

初めに、文化スポーツ部関係の議案の審査を行います。議案第1号令和4年度岩手県一般会計補正予算（第3号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第2款総務費第8項文化スポーツ費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○中里副部長兼文化スポーツ企画室長 議案第1号令和4年度岩手県一般会計補正予算（第3号）のうち、文化スポーツ部関係の予算について御説明申し上げます。

議案（その1）3ページをお開き願います。2款総務費2億9,089万6,000円の増額補正のうち、8項文化スポーツ費584万2,000円の増額補正であります。

補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、事業ごとの金額の読み上げは省略し、主な事業の内容について御説明をさせていただきますので、御了承願います。

それでは、13ページをお開き願います。2款総務費、8項文化スポーツ費、2目文化振興費であります。右側説明欄の財源振替は、デジタル技術を活用する事業にデジタル田園都市国家構想推進交付金を充当しようとするものであります。

次に、3目スポーツ振興費であります。同じく右側説明欄のスポーツライミング推進事業費は、県営スポーツライミング施設を活用した地域活性化を図るため、本年10月にIFSCクライミングワールドカップB&Lコンバインドいわて盛岡2022を開催するための経費について補正しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく御願申し上げます。

○千葉絢子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 584万円余の補正予算で、IFSCクライミングワールドカップB&Lコンバインドいわて盛岡2022の開催経費ということですが、これはワールドカップですから、主催者は誰で、全体の事業費の中で584万円というのはどういう中身なのか。全体の事業費がわかれば教えてください。

○松崎冬季国体・マスターズ推進課長 まず、本大会の主催者ということでございますが、こちらは国際スポーツクライミング連盟と申しまして、イタリアに本部がある団体でございます。

続きまして、全体の経費と今回の関係でございますが、IFSCとは、国際スポーツク

ライミング連盟の略称でございます。I F S Cの試算によりますと、開催経費は総額で約6,600万円が見込まれております。そのうち地元分として1,600万円の負担を求められておりました、これを岩手県と盛岡市で2分の1ずつ負担をするものです。

○千葉絢子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉絢子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉絢子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉絢子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第21号県立野球場条例の一部を改正する条例及び議案第22号野球場の管理等に関する事務の委託の協議に関し議決を求めることについて、以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○畠山スポーツ振興課総括課長 議案第21号県立野球場条例の一部を改正する条例及び議案第22号野球場の管理等に関する事務の委託の協議に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

まず、全体像を御理解いただくため、お手元に配付しておりますいわて盛岡ボールパーク（仮称）についてというA3版横のカラーの資料をごらんいただきたいと思います。

初めに、1、整備の概要についてであります。①、名称については、いわて盛岡ボールパークとするものであります。これは、設置者である岩手県と盛岡市をあらわすいわて盛岡と、幅広い人たちが楽しめる空間を意図するボールパークを組み合わせたものです。なお、今後ネーミングライツの公募を予定しております。

②、所在地は、盛岡市永井の盛岡南公園内です。

③、整備手法についてであります。大きく二つの特徴がございます。一つ目は、岩手県と盛岡市の共同事業ということです。全国で初めて県と市が共同で整備する野球場であり、県立野球場と市営野球場の両方の役割を持つものですが、単独整備よりも整備費の県負担額を大幅に圧縮できるメリットがございます。

二つ目は、PFI手法を用いた事業ということです。設計施工から15年間の管理、運営までを一括発注しているため、財政負担の軽減が図られること、民間企業のノウハウが活用できることがメリットとして挙げられます。

④、事業についてであります。まず①の事業契約額は108億円余であり、そのうち

岩手県の負担額は46億円余となっております。②の事業者は盛岡南ボールパーク株式会社であり、清水建設株式会社を代表としまして、表にお示ししました企業で構成される特別目的会社、通称SPCでございます。

(5)、施設構成ですが、プロ野球一軍公式戦にも対応した高規格な野球場のほか、あらゆる用途に活用できる人工芝の屋内練習場、その他キッズスタジアムやイベント広場がございます。右側の中ほどに、現在の工事状況の写真がございます。工事の進捗状況は、6月末現在で約6割となっております、予定どおり進んでおります。

次に、資料下半分の2、連携協約・条例・事務の委託に関する規約についてでございます。一番左側の連携協約ですが、岩手県と盛岡市が野球場の共同整備をするに当たっての基本的な方針や役割分担等について定めたものであり、平成30年の12月定例会において議決をいただきました。この連携協約に基づき、岩手県と盛岡市で野球場の整備を進めてまいりましたが、令和5年度の供用開始に向けて、資料中2の②、③、④のとおり、野球場の管理に必要な設置条例及び事務の委託に関する規約について、岩手県と盛岡市ともに6月定例会に提案するものであり、盛岡市においては6月24日に議決されたところでございます。

野球場の管理、運営事務につきましては、盛岡市が一元的に実施することにより、業務の合理化・効率化が図られるため、岩手県の業務を盛岡市に委託するものでございます。

②の県立野球場条例の一部を改正する条例では、ポイントの一つとして、野球場の管理に関する事務を地方自治法の規定により盛岡市に委託することを規定しております。そのため③の盛岡市球技公園条例は、地方自治法の事務の委託の効果によりまして、市の条例が県の条例としての効力を有することとなります。

なお、盛岡市球技公園条例は、参考資料の1ページから8ページにございます。

また、このボールパークは盛岡市の都市公園内に設置されることから、一部盛岡市都市公園条例も適用されます。具体的には、参考資料12ページの第5条行為の禁止及び第6条行為の制限でございます。

そして、一番右側の④、岩手県と盛岡市が共同で整備する野球場に係る事務の委託に関する規約でございますが、岩手県から盛岡市に委託する具体的な内容である委託事務の範囲、管理及び執行の方法などについて定めているものでございます。

それでは、議案第21号県立野球場条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案(その3)の7ページをお開き願います。条例案の説明につきましては、お手元に配付しております県立野球場条例の一部を改正する条例案の概要により御説明申し上げます。

初めに、1、改正の趣旨についてであります。県立野球場の名称を変更し、その管理に関する事務を盛岡市に委託しようとするものであります。

2、条例案の内容についてであります。①、県立野球場の名称を改めることですが、新しい野球場の名称はいわて盛岡ボールパークとするものであります。名称の考

え方については、先ほど御説明申し上げました内容のとおりでございます。

(2)、野球場の管理に関する事務を盛岡市に委託することではありますが、地方自治法の規定により、岩手県から盛岡市に対し、施設に係る管理・運営事務を委託するものであります。事務の委託に当たりましては、議会の議決を経て、委託事務の範囲や管理及び執行の方法等について規定する規約を定める必要がございます。この規約については、盛岡市が行う指定管理者の指定手続やネーミングライツの募集決定のスケジュールを考慮し、次の議案第 22 号のとおり、岩手県、盛岡市同時に 6 月定例会に提案するものであります。本条例案についても同じ 6 月定例会に提案するものであります。

(3)、その他所要の整備をすることではありますが、事務の委託に伴い、指定管理に関する規定及び野球場の管理に関する規定については、盛岡市の条例によることとなるため、岩手県の条例からはその部分を削除するものであります。

3、施行期日についてでございますが、令和 5 年 4 月 1 日から施行するものであります。

続きまして、議案第 22 号野球場の管理等に関する事務の委託の協議に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。議案（その 3）の 11 ページをお開き願います。こちらの説明につきましては、お手元に配付しております野球場の管理等に関する事務の委託の協議に関し議決を求めることについてにより御説明を申し上げます。

1、提案の趣旨についてでございますが、箱囲みのとおり、岩手県と盛岡市が共同で整備する野球場の管理等に関する事務を盛岡市に委託することについて、同市と協議するため、地方自治法の規定により議会の議決を求めようとするものであります。

2、提案の内容についてでございますが、岩手県から盛岡市に委託する事務の内容等について、規約により定めるものであります。(1)、委託事務の範囲についてでございますが、施設及び設備の管理及び運営に関する事務など、公の施設の設置に必要な事務及び行政財産の目的外使用許可や、ネーミングライツに関する事務など、管理、運営に必要な事務について定めているものであります。

(2)、管理及び執行の方法についてでございますが、岩手県から盛岡市に委託した事務の範囲内においては、その範囲及び執行について、地方自治法により市の条例、規則等が県の条例、規則等としての効力を有することから、市の条例、規則等の定めるところによるものとするものであります。

(3)、経費の負担についてでございますが、岩手県から委託した部分の事務の範囲及び執行に関する経費は岩手県の負担とし、経費の額及び負担方法は岩手県と盛岡市が協議して定めるものであります。

(4)、使用料収入についてでございますが、使用料は、管理を行う盛岡市が事務の効率化のため一元的に収入するものであります。ただし、指定管理者を指定する場合は、指定管理者が収入するものでございます。

(5)、その他必要な事項を定めるものであります。

3、施行期日についてでございますが、地方自治法の規定に基づく告示をした日としてお

ります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○千葉絢子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○千葉伝委員 岩手県営野球場と盛岡市営野球場を合体し、いわて盛岡ボールパークという名前になるということで、大変期待しているところであります。

いわて盛岡ボールパークは仮称ということになっておりますが、条例が施行される来年の4月1日から正式な名称になるということですか。

○畠山スポーツ振興課総括課長 委員御指摘のとおりでございます。

○千葉伝委員 先ほどの説明では、プロ野球の試合もできるということで、そのほかにもいろいろな事業を実施し、できるだけたくさんの人に来てもらいたいということですが、盛岡市球技公園条例では、この球場の最大収容人数は2万人となっておりますが、それ以上来場された場合は、席を特設するというところまで考えているのですか。

○畠山スポーツ振興課総括課長 現時点におきましては、必ず仮設するというところまでは決めておりませんが、過去の来場者数を踏まえれば、2万人というのが妥当なところではないかと思っております。

○千葉伝委員 使用時間が午前5時から午後9時までとなっておりますが、ナイターで使用する場合は、延長が可能なのでしょうか。

○畠山スポーツ振興課総括課長 委員御指摘のとおり、プロ野球や特別な催しの場合には延長して活用していくこととしております。

○千葉伝委員 契約のどこかにこの限りでないという記載がなければ、午後9時までと上限がつくということになりませんか。

○畠山スポーツ振興課総括課長 御指摘のとおり、規定としてはございませんが、現在の想定としては運用で対応しようと考えております。

○佐々木宣和委員 本当に楽しみなところでありまして、盛岡南インターチェンジの近くに少しずつできてきており、本当に待ち遠しいところでもあります。

新しい野球場の利用に関するところで、岩手県と盛岡市と一緒に整備したということで、運用は盛岡市が行うということですが、球場を使用したい団体が重なった場合に、今はどういう整理の仕方をしていて、新しい球場はどういう運営をしたいと思っているのか伺いたいと思います。

○畠山スポーツ振興課総括課長 現在の岩手県営野球場でも、利用調整委員会という組織がございまして、利用者、各団体の方々と管理する側とで、公平性を保ちながら皆様に最大限に使っていただけるようにしておりますので、新しい球場におきましても、SPCを中心として、岩手県と盛岡市が入りながら、団体の皆様と一緒に調整をする予定でございます。

○佐々木宣和委員 利用調整委員会はたしか年に1回くらい開催しているかと思っておりますけれども、それこそプロが試合をするような球場ですので、小学生や中学生が使って刺激を

受けてもらえたらいいと思っているのですが、やはりどうしても重なることが多いので、その辺の調整をうまくできるようにしていただければと思っております。

もう一つは、新しい球場ができるわけですが、既存の球場をどうしていくのかというところは改めて確認しなければならないところですが、新しい球場をつくるに当たって有利な起債を活用するために、既存の岩手県営野球場は壊さなければならないという話があったかと思うのですが、その辺の確認をしたいと思えます。

○**畠山スポーツ振興課総括課長** 有利な起債の活用につきましては、正式名称で申しますと公共施設等適正管理推進事業債という、いわゆる集約化・複合化事業という集約債と言われているものでございまして、二つの施設を一つにするという条件のもとに新しくつくる施設に対して起債するというものですから、現在の施設につきましては、5年以内に廃止するという条件で進めてきたものでございます。

○**佐々木宣和委員** 例えばの話ですけれども、5年以内に廃止することができなかった場合は、どういうことになるのでしょうか。

○**畠山スポーツ振興課総括課長** 廃止できなかったということはないように進めるわけですが、仮にあった場合には、条件に合わないという判断がされるはずですので、そのようにならないように進めていきたいと思っております。

○**佐々木宣和委員** 岩手県の負担額が48億円くらいでしょうか。有利な起債をした分はどのくらいかというのはわかるのですか。

○**畠山スポーツ振興課総括課長** 岩手県の負担額につきましては46億円余でございまして、県債と一般財源が大体半々ぐらいの構成になっており、そのうち起債につきましては、野球場の部分になりますけれども、約9億8,000万円、そして一般単独事業債は野球場以外の屋内練習場もつくれますので、そちらが約12億9,400万円ということで、合計して22億7,400万円となっております。

○**斉藤信委員** A3版の資料についてお聞きしたいのですが、事業費が108億8,400万円ということで、岩手県と盛岡市の負担割合は、運営・維持管理経費も含めて、岩手県が46億円余、盛岡市が62億7,000万円余となっておりますが、この負担割合の考え方はどのようなになっていますか。

○**畠山スポーツ振興課総括課長** 施設整備費と運営・維持管理経費に分けて考えておりまして、施設整備費におきましては岩手県が4割、盛岡市が6割という考え方、運営・維持管理経費は岩手県が5割、盛岡市が5割という考え方となっております。

施設整備費につきましては、当初、盛岡市も岩手県も施設の老朽化ということがありましたので、まず、盛岡市が盛岡市営野球場をつくりたいということで進んでおりまして、その際に盛岡市は1万人規模の球場をつくる予定でスタートいたしましたが、高規格につくって効果を上げるということで岩手県に打診がございまして、現在の2万人規模の球場を共同でつくるということになりました。

よって、盛岡市の負担分につきましては、計算上1万人規模の球場をつくった場合にど

れくらいかかるかというところが盛岡市の負担に、そして全体の額から盛岡市の負担分を引いた額を岩手県の負担にするという考え方にに基づき、岩手県が4割、盛岡市が6割となりました。

それから、運営・維持管理経費につきましては、これは岩手県、盛岡市ともに公の施設でございますので、既存の両球場の利用状況等を踏まえ、公平に利用できるよという考え方から岩手県が5割、盛岡市が5割という考え方になったものでございます。

○齊藤信委員 盛岡市と岩手県で共同で進めるということで、常識的に考えれば施設整備費も2分の1でよかったのではないかと思うのですが、それは経過でそうなったのでしょうか。

それで、令和5年度から令和19年度までの施設整備費とありますが、ここは岩手県の負担額が4億2,200万円、盛岡市の負担額が11億2,900万円となっておりますが、これはなぜこういう割合になるのですか。

○畠山スポーツ振興課総括課長 施設整備費につきましては、先ほどの岩手県が4割、盛岡市が6割の負担で整備を行うのですけれども、起債に及ばない部分に関しましては、財政の平準化を図るために、いわゆる割賦して支払いをしていきますので、その分が令和5年度から令和19年度までの分ということになり、それを反映いたしますとここに記載してある施設整備費の金額になるということでございます。

○齊藤信委員 施設整備費は、令和2年度から令和4年度までは、岩手県が4割、盛岡市が6割になっています。ところが、令和5年度から令和19年度までの施設整備費は、盛岡市の負担のほうが倍以上になっています。だから、この考え方は4対6ではないのですか。

○畠山スポーツ振興課総括課長 わかりづらくて申し訳ございません。割合については、先ほども申し上げたとおりですけれども、年ごとの支払いの額ということでここに金額を記載しておりまして、この令和5年度から令和19年度までの支払いの額については、分割の設定で盛岡市の支払い額のほうが多いということを表しております。

○齊藤信委員 だから、それが4対6なのですか。

○畠山スポーツ振興課総括課長 4対6はそのとおりでございます。岩手県は、起債した部分については、もう令和2年度、令和3年度、令和4年度で払い終わりますので、その残りの起債できなかった分を令和19年度まで毎年分割で払っていくという金額になっているのがここに示された金額でございます。一方、盛岡市は、令和2年度、令和3年度、令和4年度の支払いが少ないものですから、計算上、後になっての支払い額がふえて見えるということになっております。

○齊藤信委員 ここに記載している令和2年度、令和3年度、令和4年度の金額が4対6なのではないのですか。

○畠山スポーツ振興課総括課長 令和2年度から令和19年度まで全部足した額の4対6ということになります。

○齊藤信委員 実際に計算してみてください。4対6でしょう。

○畠山スポーツ振興課総括課長 整備費全部の額についての4対6ということは、先ほどの答弁のとおりで変わりはありません。

そして、合計額につきましては、運営・維持管理経費も含めた額となっておりますので、一番最後の運営・維持管理経費を除けば合計額が4対6ということになります。

○齊藤信委員 これはPFI手法で盛岡南ボールパーク株式会社という特別目的会社が整備もするし管理運営もするという考え方ですが、指定管理というのはどこで出てくるのですか。

○畠山スポーツ振興課総括課長 指定管理につきましては、管理まで一体で特別目的会社が行うということになりますので、実質的にはその会社が指定管理者になるということでございます。

○齊藤信委員 そういう点でいけば、そもそも手法が整備と管理一体なので、事実上ここに委託されるということ、もう少しわかりやすく示したほうがいいと思います。そもそも整備と管理運営一体で契約することを前提としているのに、条例の中でまず指定管理のことに触れるというのは、わかりにくいのではないかと思います。

それで、もう一つお聞きしたいのは、議案第22号の2の(3)なのですが、委託事務の管理及び執行に要する経費は岩手県の負担とするというのはどういうことですか。

○畠山スポーツ振興課総括課長 これは、両方の看板がつく球場になるわけでございますので、岩手県営野球場という看板の面で考えた場合に、これまで岩手県営野球場で必要となっていた管理委託の事務については盛岡市にやっていただくわけですから、その分のかかった経費について岩手県が負担するという考え方です。

○齊藤信委員 岩手県が委託する経費というのは、全体の委託費の中で半分なのですか。4割なのですか。

○畠山スポーツ振興課総括課長 管理運営費につきましては、先ほど申しました1対1ということですので、半分になります。

○齊藤信委員 この委託事務の管理及び執行に要する経費は、基本的には盛岡市と折半ということでもいいのですか。

○畠山スポーツ振興課総括課長 はい。

○齊藤信委員 令和5年度から令和19年度までの15年間の施設整備費と運営・維持管理経費になっていますが、毎年の支払いの額は若干変動があつたとしても、基本的には管理運営会社に15年間等分で支払われるということですか。

○畠山スポーツ振興課総括課長 御指摘のとおりでございます。

○齊藤信委員 15年たったらどうなるのですか。

○畠山スポーツ振興課総括課長 PFIの契約の期間が15年で終わりますので、その際には新たな指定管理になろうかと思っておりますけれども、新たにそこに設定するという事になると思います。

○齊藤信委員 今までの岩手県営野球場の維持管理と比べて、盛岡市と共同で管理した場合の維持管理費というのは、どのくらい軽減される見込みですか。

○畠山スポーツ振興課総括課長 ランニングコストについてでございますけれども、令和4年度予算で申し上げますと、現在の岩手県営野球場の指定管理料は年間で5,720万円余になっております。新しい球場につきましては、盛岡市と折半になりますので、8,900万円余になります。

○齊藤信委員 年間でいうと、管理運営費は折半しても3,000万円くらい高くなる。規格が立派になった分高くなるということですか。

○畠山スポーツ振興課総括課長 そのとおりでございます。

あと、参考といたしましては、現在の岩手県営野球場は老朽化もございまして、平均すると年間約3,000万円くらいの修繕費もかかっておりますので、仮にその分をあわせて考えれば、大体8,700万円から8,900万円くらいという見方もできるかと思えます。

○齊藤信委員 基本的には新築の15年間と比較しないと、古くなったところの15年間と比べたらだめなのです。折半にしても8,900万円で、3,000万円くらい年間経費が高くなるので驚いたのですけれども、新しい球場ですから、省エネルギーの最先端の施設になっていっていると思いますが、省エネルギー効果というのをどう見えていますか。

○畠山スポーツ振興課総括課長 もちろん新しい球場でございますので、省エネルギーにつきましてはSPCのほうで配慮しながら進めておりまして、例えば、スコアボードの照明や照明設備などもLED化にするというようなところで省エネルギー化を図っているところでございます。

○齊藤信委員 省エネルギー設備を導入しているのに、折半の2分の1でも3,000万円高くなるというのが簡単に理解できない。本当に省エネルギーの施設、設備を徹底しているのでしょうか。

○畠山スポーツ振興課総括課長 省エネルギー設備につきましては、先ほど代表例を申し上げさせていただきましたが、もちろん徹底したつくりとして進めております。

それから、PFI方式の特徴についてですが、PFIというのは、この仕事だけに従事する特別目的会社を新たにつくります。これが盛岡南ボールパーク株式会社ですけれども、この経費が入っているということで、管理運営費については、見かけ上、多くなってしまう。ただ、全体の施設整備にかかる金額とトータルで見た場合には、これはメリットがあるということで捉えていただければ、わかっていると思います。

○齊藤信委員 例えば、この図面を見ると屋内練習場に屋根がありますが、ここに太陽光発電を整備するとか、最大限そういう地産地消で整備されるということが望ましいと思います。全ての公共施設の屋根に太陽光発電を整備するという提起もしているのですけれども、それは検討されなかったのでしょうか。

○畠山スポーツ振興課総括課長 限られた財源の中で、最大限そのようなものを効果的に使うということは、当初から考えながら来ているわけでございますが、その中で提案があ

った内容につきましては、例えば全部が太陽光になっているというところまでは及びませんでしたけれども、先ほど申し上げたものを含めながら進めているという状況でございます。

○**斉藤信委員** 太陽光発電の設備がないというのは、きわめて残念です。今、電力不足で節電と言われるような状況ですし、やはりかなりの電力を使う施設になると思うのです。だから、最大限、自前で供給できる施設というのは、これから本当に必要になってくるのではないかと思います。新たな検討課題として、追加経費も含めて、十分検討することが必要なのではないかと思います。

この立派な野球場ですけれども、例えば、ドーム球場の場合には、別なイベントも開催されますが、いわて盛岡ボールパークについては、野球以外の活用も想定しているのですか。

○**畠山スポーツ振興課総括課長** その部分につきましては、大事な視点だと当初から捉えておまして、P F I 方式の一つの有効な点というところに、その部分も入ってくると考えておりますので、大きなイベントのようなものを民間の力を生かしながら、プロ野球はもちろんですけれども、それ以外のコンサートや展示会のようなイベントなど、多目的に使えるように企画を進めていきたいと考えております。

また、屋内の施設、練習場も整備いたしますので、そちらも野球だけではなくて、いろいろなスポーツや運動会などでたくさん活用していただきたいと考えております。

○**岩淵誠委員** P F I 方式でやるということは、財政的な平準化が図られるということと、民間の力を活用していくということですが、必ずこういう施設を建てるときに行政は有利な起債という話を出しますけれども、どう有利なのかということをきちんと説明する人は少ないので、伺います。15年の契約で108億円の支払いがあつて、そのうち一般財源がこれで、起債した額がこれで、起債したうち、後年度の地方交付税算入がこれくらいになるから、実際はこれくらいの起債をしているけれども、支払いはこれくらいで済むので負担が少なく済みますというように、有利な起債をしたときの財政効果が発現しますという説明をしなければならぬと思いますが、全体図を示してください。

○**畠山スポーツ振興課総括課長** ただいま御指摘いただきました起債に着目したところでございますけれども、集約債につきましては、充当率が90%で、地方交付税措置率が50%になります。

一般の事業債につきましては、充当率が75%でございます。今すぐ数字は出ませんが、そのようなことから、一般財源よりも有利な形で進められるというところがございます。

○**岩淵誠委員** 以前は、地域総合整備事業債があり、75%の地方交付税算入と一番高かったと思います。今はそういう制度はないですが、地方交付税算入50%というのは高いほうだと思います。だから、財政効果がどうなのかということ、きちんと数字で説明しなければいけないと思います。実際に起債するといつても、起債の性格というものがあります

し、ましてや集約債は、国が音頭をとって、これから公共事業の管理をどうしていくかという全体の中で推し進められており、当然、地方交付税の後年度算入というのは大きくなっていく話ですので、これを使わない手はありません。きちんと数字を出して整理したものを後で資料提供をお願いしたいと思います。

それから、このPFI方式の中で、幾つかの課題があります。一つはSPCの問題でいうと、どういう収入構造で存続しようとしているのかということです。この108億円の予算の中で、毎年SPCに施設整備費と運営・維持管理経費が支払われるわけですが、SPC全体の単年度の収入構造の中で、いわゆる行政から入ってくるお金はどれくらいなのか。自主事業として見込んでいるものがどれくらいなのか。その収入の状況により、15年で支払いをするという計画をもらっていると思うのです。SPCの収入の中でどれくらいが自主事業で、どれくらいが行政からのものなのかというのは、ある程度管理していかないとだめだと思います。

○**畠山スポーツ振興課総括課長** 申し訳ございません。今、手元に資料がないものでございますが、PFI方式の支出のみで申し上げますと、15年間でSPCの支出が5億8,000万円余、当方からの指定管理料が20億3,600万円余となっております。

○**岩淵誠委員** それでは全然話になりません。PFI方式の問題というのは、SPCが運営できなくなったというのがほとんどなのです。だから、SPCの会社の運営を行政がきちんと見ていないとだめだという話なのです。行政の財政コストの平準化は図られるけれども、その施設が管理運営できなかつたら話にならないのです。

SPCの収支計画というのは当然あるわけですし、それは行政がきちんと持っていないと、お金が足りませんから幾らでも下さいという話になってしまいます。あまり言いたくないですが、岩手県競馬組合でも運営できなくなった会社があって、どんどん債務が膨らんでいったという過去があるわけです。だから、SPCの収入構造をきちんと提出してもらわなければだめなのです。この会社は本当に運営できるのかどうか、支出と収入が最終的にどういうものになっていくのか確認しなければいけないと思います。毎年、県議会の議決を得るのでしょうから、15年間通したものがないと、県議会でチェックできなくなってしまうわけです。そうならないように、事前に収支計画を出してもらわなければいけないと思っているのですが、出せますか。

○**畠山スポーツ振興課総括課長** 今この場では出せませんが、先ほど委員御指摘のとおり、収入と支出の関係はきちんと精査して、財務の状況や事業の適性化というものをチェックしていくことは当然でございますので、毎年度の決算の際に確認したいと思います。また、先ほどの会社が潰れてしまうということが心配というところは当然ございまして、PFI方式の中で独立採算方式と、サービス購入型の方式と大きく分けて二つあるのですが、独立採算方式は、その会社がみずから調達した資金により施設をつくり、施設利用者からの料金収入のみで資金を回収するという性質ですので、非常にリスクがある部分もございます。

今回はサービス購入型ということで、必要な経費について、行政からきちんと手当てをしながら管理運営していただくという方式をとっておりますので、盛岡市とも協議しながら、その辺はきちんとチェックして、進めていきたいと考えております。

○岩渕誠委員 毎年の決算で確認するのは当たり前なのです。PFIというのは、15年間を見ていくわけですから、当然会社は15年間の収支計画を持っているわけです。それをチェックしないとだめだという話です。収支計画に基づいてお金を出しているわけですし、恐らく自主事業を行ったりするでしょう。ただ、それは岩手県との契約で、利益がどれくらいあるのかわかりませんが、きちんとした収支構造を提示してもらわないと、チェックできないということです。今の財政状況の中で、PFIを採用したことは評価しますし、積極的にやってほしいと思いますので、このこと自体は了としますけれども、やはりSPCの状況を把握するためには、収支計画をきちんと出してほしいという話です。委員長においては、その資料について提出をお願いしたいと思います。

集約債は、5年間の中で今までの野球場を取り壊ししなければいけないということですから、今後跡地をどう利用するかという計画づくりが始まるのだと思います。計画づくりに向けたスケジュールと使用の目的について伺います。

もう一つは、盛岡市のまちづくりと密接に関係しているので、本来、盛岡市の話ではあるのですが、岩手県としてこのボールパークにかかわりを持った以上、いわゆる盛岡南ゾーンの問題に対して、総合的なスポーツの地域としていくのか、していくとすれば岩手県はどうかかわっていくつもりなのか伺います。

それから、先ほど公共施設の集約債の話をしました。これは、かなり加速度的に出てくると思いますが、文化施設にしても、スポーツ施設にしても、盛岡市は特に多いのです。ほかの市町村からするとうらやましいくらいですが、岩手県も盛岡市もお金がないから、どういう集約をしてお互いに財政負担を減らしていくかという視点から見ると、文化スポーツ部が所管している施設が非常に多いので、これをどうするかということについては、皆さんに与えられた最大の課題の一つだと思います。

これに対して、どういう見解を持っているのか示していただきたいと思います。

○畠山スポーツ振興課総括課長 まず、跡地に関してでございますけれども、あと5年間で結論をつけなければならないということでございますので、公共で利用できるのか、公共で利用できない場合には民間で営業するのか。これにつきましては、総務部で県有未利用資産等活用・処分方針を出しておりますので、全体の考え方に沿いながら、まずは庁内でどのような活用ができるのか、可能性があるのかという検討をしております。もしそれができないということであれば、今度は所在地である盛岡市に伺って、それもしなければ民間というスケジュールで進めていくということでございます。

それから、盛岡南ゾーンにつきましては、先ほどお話しいただいたとおり、岩手県全体として考えましても、やはり県都盛岡市にあって、サッカー場もあり、野球場もあり、あとは岩手県で整備している岩手県営運動公園のクライミング場と、ある一定のエリアの中

での活用が可能になってきますので、地域活性化という観点からも、盛岡市の管理している場所ではございますが、岩手県といたしましても必要に応じて一緒に考えていきたいと思っております。

それから、県内の施設の集約の状況については、御指摘のとおりと認識しておりまして、県内の市町村の施設の状況をさらに把握しながら、市町村単独ではなかなか進まないという場合には、要請に応じながら必要に応じて岩手県も一緒に検討に入っていくということで進めていきたいと考えております。

○**岩渕誠委員** 最初の答弁は、一般的な手順を示したにすぎないのです。それは言わなくてもよくわかっています。問題は、どういうスケジュールで進めていくかということで、未利用資産になった場合に、恐らく公共利用も含めてですけれども、あそこほど単価の高い土地は今岩手県にないと思います。だからきちんとスケジュールを組んでやらないとだめだと思っております。5年間のスパンではなくて、1年、2年前倒しでやるということでなければいけないということは意見として申し上げます。

集約債ももう少しスピード感を出さないと、処理が非常に大変になってきます。民間の需要があるかないかというのはわからないので、行政主導でスピード感を持ってやっていただきたいと思っております。所感があれば伺って終わります。

○**畠山スポーツ振興課総括課長** ただいま御意見をいただきました2点につきましては、我々も同じ思いで進めております。スケジュールにつきましては、跡地のほうは庁内の検討を鋭意行っておりますので、全体のスケジュールも定めながら、その後の対応について進めていきたいと考えております。

それから、施設の適正化につきましても、県の施設を初めといたしまして検討を進めていきたいと考えております。

○**小林正信委員** 今PFI方式のお話がありましたが、PFI方式を用いることになった経緯を教えてくださいということと、あとはSPCは公募でしたが、どういう形でSPCが組まれて、このSPCにお任せすることになったのかお伺いしたいと思います。やはり民間の力を使って財政的な部分で大きく縮減が図られるということで、施設整備に当たってはSPCからもさまざま提案等もあったと思いますが、どれくらい施設整備でコスト削減が図られたのかという部分も、もしわかれば教えてくださいと思います。

○**畠山スポーツ振興課総括課長** まず、PFI方式とした経緯でございますが、盛岡市から御提案をいただきまして共同で進めるという方針が決まった後に、民間の活力導入調査で、PFI方式の採用が一番効果的であるという結論を出せたものですから、この方向に進んだということでございます。

それから、SPCの選定につきましては、2社から提案をいただきまして、コンペをしたわけですが、金額的にも内容的にも清水建設株式会社を核とするグループのほうが勝っていたということでございます。代表企業としてまさに建設にたけた清水建設株式会社、それから盛岡市の株式会社久慈設計、菱和建设株式会社は、今までの岩手県営野球

場での実績、あるいはクライミング施設等の実績もありますし、運営につきましては指定管理を行っている第一商事株式会社、あとは全国的にも広島市民球場などに実績のある日本体育施設株式会社、あるいは全国で数々の管理を担っている株式会社フクシ・エンタープライズというところも合わせまして、トータルでこのSPCとすると判断したものでございます。

それから、施設整備のメリットでございますけれども、こちらは実際にPFI方式を活用しない場合の試算と比べて、施設整備費につきましては9億2,200万円くらいのメリットが出るということで進んでまいりました。

○千葉絢子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉絢子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

2点注文がありました。一つは、起債に関する地方交付税の後年度措置についての資料提供と、それからもう一つ、当初予算の審査の際の説明資料として、SPCの収支計画がいずれ必要になってくると思います。岩淵誠委員に確認しますが、これは準備ができ次第のほうがよろしいですか。

○岩淵誠委員 きょうでなくていいです。

○千葉絢子委員長 では、文化スポーツ部におかれましては、後ほど委員の皆さんにお配りできるように準備をお願いいたします。

○畠山スポーツ振興課総括課長 一番最初に千葉伝委員から御質問いただいた件で補足ですが、延長の料金につきましては、参考資料の6ページ、別表(1)に、午後9時以後に使用する場合の使用料の額についての記載がありますので、運用的なことはもちろんですが、想定はしているという記載になっております。

また、必要と認めた場合にはこれを変更できるという記載もございますので、あわせて補足させていただきます。

○千葉絢子委員長 それでは、これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉絢子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉絢子委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって文化スポーツ部関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○岩淵誠委員 私は、世界遺産拡張登録に向けた現在の状況についてお尋ねしたいと思います。

夏あるいは秋ごろには岩手県としても拡張登録に向けた判断がなされるものと思っておりますが、現状と今後のスケジュールについてお示しいただきたいと思っております。

○佐藤世界遺産課長 平泉の世界遺産拡張登録について、これまでの経緯でございますが、有識者からなります平泉の文化遺産世界遺産拡張登録検討委員会を平成23年度から昨年度まで18回開催しております。

この中で、世界遺産拡張登録に向けた課題への対応状況等について協議をしながら、岩手県と関係市町において課題の解決に向け、発掘調査を初めとした調査研究を進めているほか、研究会やフォーラムの開催により研究成果や取り組み状況について地域住民との共有に努めてきたところでございます。

次に、今後のスケジュールでございますが、令和4年度におきましては、引き続き価値証明の取り組みを継続するとともに、推薦書案の提出に向けた準備を進めることとしておりますが、夏ごろに平泉の文化遺産世界遺産拡張登録検討委員会を開催し、これまで示されてきた課題への対応状況等について協議を行う予定としております。

また、これまでの研究成果や遺跡整備等について住民との共有を図るため、今月、国立大学法人岩手大学を会場とした講演会や奥州市内を会場として平泉関連遺跡調査成果報告会を開催する予定としております。

○岩淵誠委員 夏に専門家に話を聞くということですが、そこである程度、方向性を決めるということですか。

○佐藤世界遺産課長 推薦書につきましては、平泉の文化遺産世界遺産拡張登録検討委員会を初めとする専門家等から示された課題等に対応するため、文化庁等の指導を得ながらそれぞれの遺跡ごとに課題の解決に向けた調査研究を実施し、作成の準備を進めてきたところでございます。これらの研究成果及び次回の委員会での意見等を十分に踏まえつつ、提出内容について文化庁や関係市町とともに検討を進めながら取り組んでまいりたいと考えております。

○岩淵誠委員 県としての方針はいつになりますか。

○佐藤世界遺産課長 まずは、夏に開催されます平泉の文化遺産世界遺産拡張登録検討委員会の結果を受けまして、岩手県として考えたいと思っております。

○岩淵誠委員 わかりました。平成13年度に、平泉が初めて世界遺産暫定リストに登載されました。これは4月のことです。当時の構成資産としては中尊寺、観自在王院跡を含んだ毛越寺、無量光院跡、柳之御所遺跡の4遺跡でスタートしました。これが平成15年度になりますと、達谷窟、金鶏山、骨寺村荘園遺跡、白鳥館遺跡、長者ヶ原廃寺跡が10月に追加されました。追加された経緯を説明してください。

○佐藤世界遺産課長 平成13年度に世界遺産暫定リストに登載され、世界遺産を目指すということで取り組みが始まったわけでございますが、当時の世界遺産委員会等の動向、世界遺産登録の動向を踏まえまして、できるだけ広く資産を広げたほうが良いという国からの指導のもと、追加したところでございます。

○岩渕誠委員 指導したのは誰ですか。

○佐藤世界遺産課長 当時の文化庁の担当者と認識しております。

○岩渕誠委員 そのとおりです。平成15年10月10日金曜日の岩手日報の記事では、県教育委員会などでつくっている岩手県世界遺産保存活用推進協議会の決定について書かれています。今回の中心史跡の範囲の拡大は、ユネスコの世界遺産委員会が文化的景観を重要視しているから、文化庁が県教育委員会と平泉町に資産の拡大を求めているということなのです。つまり世界遺産拡張登録のもとをつくったのは文化庁なのですね。こういう認識で間違いないですね。

○佐藤世界遺産課長 御指摘のとおりでございます。

○岩渕誠委員 それに従って、追加登録を目指した遺産の中で一つ、ほかと違うところがあるのです。それは、骨寺村荘園遺跡です。実際に生活している遺跡なのです。ここは、中世の非常に曲がりくねった田んぼになっていて営農上、大変なのです。何とかここは土地改良してほしいという要望があるわけですが、2004年の3月に本寺地区地域づくり推進協議会を設立しました。これは、骨寺村荘園遺跡を資産に入れなければ平泉の世界遺産登録が難しくなるとの文化庁の要請により、地元では生活の犠牲を払い、断腸の思いでこれを受け入れたというものです。以降、いまだに米の値段も非常に下がっていますし、水田活用直接支払交付金の見直しでお金も来なくなった中で一生懸命頑張っているわけですが、非常に大変な状況になっております。骨寺村荘園遺跡は生活の場であるのに、世界遺産登録に協力して、いまだに頑張っています。ところが、これに対して文化庁、県もそうだと思いますが、調査をきちんとやっているのですか。それから、専門家委員会の中にその専門家がいますか。いろいろ不満も出ているのですけれども、どうですか。

○佐藤世界遺産課長 骨寺村荘園遺跡につきましては、地域の方々の保存、活用のさまざまな取り組みにつきまして重々受けとめているところでございます。

一方で、拡張を目指すことになってから、平泉の文化遺産世界遺産拡張登録検討委員会をこれまで18回開催してきたところでございます。その中で、世界遺産そのものの審査状況が変わってきたこと等もございまして、内容が今の登録条件に合わなくなってきており、現在もなお検討を進めているところでございます。

○岩渕誠委員 平成21年4月23日に平泉の文化遺産世界遺産登録推薦書作成に係る協議会を文化庁、岩手県、一関市、奥州市、平泉町が集まって開催したとの議事録が残っています。そこで文化庁の高杉文化財部長がこう言っています。私ども文化庁は、基本的には九つの構成資産で初めて平泉の価値があらわされると考えておりまして、必ずしも昨年度出された評価というものに納得しているわけではございません。それから、この九つの資産をピックアップするに当たりまして、私ども文化庁から皆様方に御協力をお願いして九つとさせていただいたという経緯もございまして、という発言もありました。そして、私ども文化庁としても皆様方の御努力を重く受けとめておりますし、世界遺産登録を目指す上で、そういう御努力を行いながら何とぞ今回の方針に御理解いただければということをお述

べています。これは縮小したということであります。つまり、かなり文化庁にも意識があるわけです。その中で、当時の浅井一関市長の発言があります。住民の生活の本拠地であり、当然いろいろな制約が伴う中で、骨寺村荘園遺跡を資産に入れなければ平泉の世界遺産登録が難しくなるという文化庁の要請もあり、地元住民は断腸の思いで、平泉の世界遺産登録の実現にはどうしても協力しなければならない云々というものが残っています。これは岩手県が発言したわけではないですが、どう捉えていますか。

○佐藤世界遺産課長 平成21年4月の世界遺産登録推薦書作成に係る協議におきましては、ただいま御指摘のとおりの内容が話されたと認識しております。ここを出発点といたしまして、いかにして拡張登録を成し遂げるかということで平泉の文化遺産世界遺産拡張登録検討委員会を設置いたしまして、18回の会議を開催してきたところでございます。したがって、その中には専門家の方々がたくさんおりますので、専門家の意見を十分踏まえながら、できるだけ早期に推薦できるように作業を進めてまいりたいと考えております。

○岩淵誠委員 一関市はもちろんですけども、平泉町も大変心配している中で、周辺自治体をお願いをしているのです。特に、骨寺は生活がある中でお願いをしています。今はお田植え祭もするし、私も一緒に同行したことがありますけれども、12月になると米納めといって、骨寺村荘園遺跡から中尊寺まで歩きます。世界遺産に住んでいるというのは、世界遺産になったところはいいのです。世界遺産になるかもしれないといって住んでいるところは何もできないのです。そういった中で、専門家というけれども、今の委員会に骨寺村荘園遺跡の専門家はどれくらい入っていますか。

○佐藤世界遺産課長 平泉の文化遺産世界遺産拡張登録検討委員会の委員でございましてけれども、令和4年1月現在7名の専門家の方をお願いしているところでございます。この7名の委員の選出につきましては、最終的な推薦主体となります文化庁の指導、助言も受けながらお願いしているところでございます。この方々につきましては、世界遺産に係る専門的知識のみならず、過去の日本からの推薦案件についても、手続や価値説明などの内容に至るまで深くかかわった経験がある方々から選び、お願いしているところでございます。それぞれの専門分野は異なりますが、この方々をお願いすることによって、より効果的、効率的な御意見をいただいていると認識しているところでございます。

○岩淵誠委員 そういう説明は大変立派なのですが、その専門家の中で骨寺村荘園遺跡の専門家がいるはずですけども、今は委員会の運営にほとんど出ていないと思います。それは知っていますか。

○佐藤世界遺産課長 骨寺村荘園遺跡にかかわりまして、委員1名から辞任の申し出があり、辞任しております。それまでは8名であったところ、1名減となっているところでございます。

○岩淵誠委員 先ほど文化庁の指導によって委員を決めたということで、岩手県がどこまで関与できているかわかりませんが、国の審議会のやり方と一緒にするのは、結論をここに置きたいけれども、これは少しまずいということで、つくってしまうのです。 I L

Cの専門委員会もそうです。そういうことは地元の県が経緯をわかっているのですから、きちんと文化庁に抗議しなければいけません。文化庁の手のひらで踊らされてはだめです。文化庁の責任ある部長がきちんとした発言をしているわけです。暮らしに制約を受ける発端をつくったのは文化庁だという認識もあって、しようがないという話ではないです。これだけ協力をしているのに文化庁は何なのだ、暮らしが第一なのだからこれではやっつけられないという話にまで現場はなっているのです。農村は今厳しい状況になっています。こうなると、文化的景観なんかもらわなければよかったという話が当然出てきます。これは、きちんと行政としてケアしなければなりませんし、そういう歴史があるわけですから、きちんと評価をして、次の世界遺産の拡張登録に向けて県としての対応をきちんとやらないと、トータルの平泉の価値というのが出てこないと思います。熊谷文化スポーツ部長の認識はいかがですか。

○熊谷文化スポーツ部長 平成25年から、世界遺産の浄土思想との関連性や物証の調査研究のために、3市町と連携して調査研究を重点的に行ってきたところでございます。世界遺産の登録の難しさは、三つの世界遺産登録で我々も経験してきたところでありますけれども、まずは夏に予定している第19回の平泉の文化遺産世界遺産拡張登録検討委員会に向けて、これまでの成果をしっかりと委員の皆さんに伝えたいと思っております。そして、岩手県と3市町合意の上で、推薦書案の内容を決めていくというプロセスを考えております。

○岩渕誠委員 いずれ3市町の意見を尊重して合意の上でという発言がありました。ぜひ地元の考えを聞いて、それを反映していただきたいと思います。本当に平泉町の中で寺院が生活に隣り合わせて溶け込んでいます。生活の場なのです。生活の場が遺産になるということに、価値があると思います。そういったところを総合的に判断して、推薦書案をつくっていただきたいと思います。価値というのはどこにあって、何を認めさせたいのか、我々の誇りは何なのかというところに根本はあるはずなのです。ぜひそこを忘れずに、取り組んでいただきたいと思います。

○斉藤信委員 私は、成長過程にある子供たちのスポーツ活動のあり方、大会のあり方について質問をいたします。

県立大船渡高等学校出身の佐々木朗希投手が素晴らしい活躍をしています。全国高等学校野球選手権岩手大会の決勝戦で、佐々木朗希投手に投げさせなかったということが大きな話題になりました。故障を心配してのことでした。プロ野球の千葉ロッテマリーンズに入団してからことしで3年目ですが、本当に大事に育成されて、3年目に二十数年ぶりの完全試合を達成するというところで、成長過程にある才能のある子供たちの育成のあり方というのが、かなり変わってきたと思います。目先の勝利至上主義ではなくて、しっかり将来性を保障する育て方ということになってきたのではないかと思います。例えば、柔道でも小学校のレベルでは全国大会を行わないという動きも出ています。野球でいうと、球数制限は高校やリトルリーグのレベルでも実施され、肘の検査なども行われるようになりました。

しかし、中学校の陸上などを見ますと、市の大会、県大会、通信陸上と毎月いろいろな大会があります。長期的な計画に沿って成長過程にある選手を育てるということになっていません。そういう意味で今大きな変わり目にあると思うのですけれども、子供たちのスポーツ医科学を踏まえた活動のあり方、育成のあり方、そしてそこにかかわって各種の大会のあり方というものも、根本的に再検討する時期に来ているのではないかと思います。そこを通じて勝利至上主義というものを克服していく。中学校、高校でどこまで成長させて、将来どう活躍させるのかという将来ビジョンを持ってやらないと、勝利至上主義とは矛盾するわけです。スポーツ活動のあり方、大会のあり方、勝利至上主義の克服について、担当の部署としてどう現状を捉え、どのように今後、進めようとしているのかお聞きしたいと思います。

○**畠山スポーツ振興課総括課長** 成長過程におけるスポーツ活動のあり方につきましては、一昔前と随分状況が変わっていると認識しておりますし、その方向に取り組みが進められていると認識しております。

文化スポーツ部の所管というところでは、日本最大の青少年スポーツ団体でございますスポーツ少年団を例に挙げさせていただきますと、日本スポーツ少年団では、本年4月に公益財団法人日本スポーツ協会とともにスポーツ少年団改革プラン2022を取りまとめたところでございます。この改革プランでは、スポーツ少年団あるいは総合型地域スポーツクラブなどのスポーツ団体の共通の理念を定めたほか、子供の特長、特性を踏まえた適切な指導など、子供の発育、発達に配慮したスポーツ活動を推進していくこととしております。岩手県といたしましても、成長過程に応じて子供がスポーツに取り組む環境を整えることは非常に重要だと認識しておりますので、このスポーツ少年団事業におけるアクションプランとして、今年度、同協会が策定することとされております日本スポーツ少年団第11次育成5カ年計画の動向も注視しながら、適切に対応していきたいと考えております。

それから、先ほど大会のあり方についても触れていただきましたけれども、柔道についてはことしの3月に全日本柔道連盟が小学生の個人戦の全国大会を廃止したところです。

また、先ほど申し上げましたスポーツ少年団改革プラン2022におきましては、全国の競技別の交流大会、全国大会の中止や、都道府県大会等のあり方等についても検討いたしまして、今年度中にまとめることとされております。

このような中で、スポーツ医科学のお話もございましたけれども、スポーツ医科学に基づいたトレーニングと指導方法が求められておりますので、岩手県といたしましては、選手や指導者を対象として各種の研修会を開催したり、学校や競技団体に対するスポーツ医科学の知見を有する講師の派遣、さらにはスーパーキッズの事業等におきまして最新の知識や技術の習得等に取り組んでいるところでございます。

先ほど勝利至上主義のお話もありましたけれども、これも先ほど申し上げましたスポーツ少年団改革プラン2022の中では、もともとスポーツは勝敗を競うものであって、勝利を目指して競技力向上に取り組むことをもって否定されるものではないとされながらも、勝

つことのみを至上として位置づける勝利至上主義は、子供の発育、発達面でも弊害をもたらすとされております。

岩手県におきましても、岩手県スポーツ推進計画において、子供の成長過程に応じた多様な取り組みを進めることとしているものでございます。

○**齊藤信委員** スーパーキッズの役割というのは、才能のある子供たちを発掘してオリンピックに出場できるレベルの選手を育成するというだけでも成果を上げていますけれども、何よりもスポーツ医科学に基づいた科学的なトレーニングをしっかりとやっているということが、自分の出身の学校や部活動などにも生かされつつあるのではないかとということで、評価しております。

しかし、全国的に子供たちの将来性を考えた育成というのは始まったばかりです。そういう点で佐々木朗希投手のケースというのは、高校時代の決勝戦にしても、千葉ロッテマリーンズの育成にしても、大変象徴的なことで、大きく転換する時期なのだと思います。スポーツ少年団改革プラン 2022 も示されている中で大いにそういう議論をしていただきたいと思います。

ただ、現実問題として、いろいろな大会があるのも事実です。そうすると、大会に向けたトレーニングになってしまうのです。大会に向けたとなると、短期的な成果を競うことになるのです。そういう意味で、この大会のあり方というものを真剣に検討して、例えば中学校でいったら3年かけてどう成長させるのかという育成方針が必要です。才能のある子供たちは、1年生から大会に参加させられるのです。もう成長過程ですから、故障や成長痛も出てきます。大会のあり方というものがきちんと改革されないと、考え方だけでは済まされないと思います。ここに大きなネックがあると思いますので、精査できる大会は見直しをしていくということが必要ではないかと思います。一番苛酷なのは高校野球です。一番暑い時期に全国高等学校野球選手権岩手大会があり、全国高等学校野球選手権大会があり、本当に続けていいのかというのは率直な思いなのですが、やはり子供たちの健康や将来の成長を考えて、こういうスポーツ活動は行われるべきだと思います。

最後にお聞きします。部活動の改善とあわせて地域に移行するということがあります。部活動の改善の中で大事なことは、週2回は休ませるということです。必要な休養と、やるときには集中してやるという集中力、あとは生徒の自主性というスポーツ医科学の見地から出されたものだと思います。ところが、週休日に地域活動を行ったら、休みがなくなるのです。大体子供たちというのは、毎日やるのが当たり前になってしまいます。私も中学校、高校時代はそうでしたけれども、今は違います。必要な休息を取り、短期間で集中してトレーニングをする、練習をするというやり方がスポーツ医科学の立場から見たものだと思うのです。しっかりそういう視点も含めて検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

○**畠山スポーツ振興課総括課長** 私どもも同じ考えでございまして、やはり一番大事なのは子供の健康と楽しさを享受しながら心身を鍛えたり成長できる機会を持つ、提供すると

ということが大事だと考えておりますので、具体的な大会のあり方についても、今まさに活発な議論がされている状況でございますので、国の動向あるいは県教育委員会、県体育協会と連携しながら進めていきたいと考えております。

県教育委員会ともいろいろとやり取りをする中で、1日または1週間の制限時間は、部活動の目安として方針の中にあるのですけれども、それがどこまで守られているかということが大事ですので、今後より一層取り組んでいきたいと考えております。

○千葉絢子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉絢子委員長 ほかになければ、これをもって文化スポーツ部関係の審査を終わります。文化スポーツ部の皆様は退席されて結構です。お疲れさまでした。

休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○千葉絢子委員長 再開します。

この際、教育長から発言を求められておりますので、これを許します。

○佐藤教育長 大変恐縮でございますが、委員長のお許しをいただき、県立学校の教職員による不祥事案及び今般の懲戒処分につきまして謝罪申し上げたいと存じます。

既に委員の皆様にも御報告を差し上げているところでありますが、去る6月24日の教育委員会臨時会におきまして、県立総合教育センター所属の職員に対する懲戒免職処分を、また当該職員が県立学校に勤務していた当時の管理職5名に対する戒告処分をそれぞれ決定いたしました。

免職となった職員は、平成27年度から平成30年度にかけて勤務していた県立学校において、顧問を務めていたバレーボール部の複数の部員に対し、度重なる暴言を発していたものであり、これらの不適切な言動について悪質で常習的なものであったと判断いたしました。児童生徒の健全な心身の育成を担うべき教職員がこのような重大な事案を起こし、教育に対する県民の皆様のご信頼を損ねる事態となったことは遺憾のきわみであり、また処分の決定までに時間を要したことにつきまして深くおわび申し上げます。

今回の処分の決定を受けまして、故人の命日に当たる7月3日に私が御遺族宅を弔問することとしています。その際、処分につきましても御説明させていただく予定としています。

また、今年度に入り、5月には、県立学校教諭が所属校の生徒に対する不適切な言動等により懲戒免職処分となるなど、不祥事案が発生していることを受け、7月4日月曜日には臨時の県立学校長会議を招集し、教職員一人一人に対する綱紀保持の徹底を図ることとしています。

現在、県教育委員会では、再発防止「岩手モデル」策定委員会の中で、外部委員の知見をいただきながら学校現場における体罰、ハラスメント事案の防止、学校現場に関連する

児童生徒の自死事案の再発防止に向けた検討を進めているところであり、こうした取り組みを通じて不祥事を許さない組織風土を醸成し、県民の皆様の教育に対する信頼の回復に努めてまいります。

○千葉絢子委員長 この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○千葉絢子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、教育委員会関係の議案の審査を行います。議案第1号令和4年度岩手県一般会計補正予算（第3号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費のうち教育委員会関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○西野教育企画室長兼教育企画推進監 それでは、議案第1号令和4年度岩手県一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

議案（その1）の3ページをお開き願います。教育委員会関係の補正額でございますが、第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、10款の教育費のうち、次のページ、4ページにお進みいただきまして、1項教育総務費及び6項社会教育費の合わせて2億1,209万4,000円を増額しようとするものでございます。その主な内容につきましては、別冊の予算に関する説明書により御説明申し上げますが、事業ごとの補正額については省略させていただきますので、御了承願います。

お手元の予算に関する説明書の23ページをお開き願います。10款教育費、1項教育総務費、3目教職員人事費の教職員人事管理費は、新型コロナウイルス感染症の感染状況や児童生徒のワクチン接種の状況等を踏まえ、小中学校及び特別支援学校の感染リスクの低減と教職員の感染症対策業務等の負担軽減を図るため、スクールサポートスタッフ配置校の拡大及び任用期間の延長を行おうとするものであります。

4目教育指導費の指導運営費は、文部科学省からの委託を受け、県立大槌高等学校において先進的で特色、魅力あるカリキュラムの研究開発に取り組むものでございます。その下の県立学校修学旅行キャンセル料等支援事業費は、保護者の経済的負担の軽減を図るため、新型コロナウイルス感染症の影響により修学旅行の中止や延期等で生じたキャンセル料の支援等を行おうとするものであります。

次に、24ページをお開き願います。3項中学校費、1目教職員費、そして次の25ページ、4項高等学校費、1目高等学校総務費、そして次の26ページ、5項特別支援学校費、1目特別支援学校費につきましては、いずれも新型コロナウイルス感染症の影響による修学旅行の中止や延期等で生じた、こちらは引率教員分のキャンセル料について8節の旅費から21節の補償補填及び賠償金へ節間補正を行おうとするものでございます。

次に、27ページをお開き願います。6項社会教育費、6目美術館費の施設整備費でございますが、新型コロナウイルス感染症対策として館内の適切な換気と安定した温湿度管理

の維持確保を図るため、空調設備の改修を促進しようとするものであります。

以上で補正予算の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○千葉絢子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○小西和子委員 教職員人事費の教職員人事管理費で、スクールサポートスタッフのことについてお聞きしたいと思います。

まず、それぞれの校種の採用人数、時間、期間をお伺いしたいと思います。

○八重樫参事兼教職員課総括課長 今回の補正予算案につきまして、スクールサポートスタッフを追加で配置する人数についてですが、合計で95人を予定しております。そのうち小学校が84人、中学校が11人となっております。

時間につきましては、週20時間以上を予定しております。

任用期間につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を予測することが困難であることから、学期単位で区切り、その状況を踏まえて判断していくということで、当面の措置として2学期末までの任用を予定しております。

○小西和子委員 小中学校の学級数等について、何学級以上に配置するのか伺います。

○八重樫参事兼教職員課総括課長 小学校につきましては、15学級以上は全て当初予算で措置しておりますので、今回は12学級から14学級以上で27人、11学級以下で57人の計84人となります。

中学校におきましては、12学級から14学級で11人となっております。

○小西和子委員 大体昨年度と同じ程度の配置となっております。1学期の大変だったときに、もっとスクールサポートスタッフを配置してほしいということで、私が本会議場に響き渡るような声で要求したのに、それはかなわなかったのですが、その間に盛岡市保健所は業務逼迫ということで、盛岡市立の小中学校に保健所の業務を丸投げしたということをお聞きしたいと思います。

○八重樫参事兼教職員課総括課長 盛岡市で感染が拡大した際に、感染者の管理や濃厚接触者等の確認等について、学校に協力依頼があったと承知しております。

○小西和子委員 何でも学校がやってくれるかと思っているかもしれませんが、業務があつて、超過勤務時間の上限である45時間も360時間も守れないような状況で倒れそうになって働いているところに、さらに新型コロナウイルス感染症関係の業務がふえたということで、盛岡市保健所に人員をふやして雇用するというようなことをやってほしかったという現場の思いを聞いております。

次に、新型コロナウイルス感染症が落ち着いたらスクールサポートスタッフを引き揚げる、3学期はもしかしたら配置しないかもしれないと私は受け取りましたけれども、これは働き方改革の手助けをするためのものだったと思います。新型コロナウイルス感染症が落ち着いたからいいだろうということではなくて、本当に人が足りないというのが現場の声です。数日前に脳疾患で倒れた人がいるということも聞いております。ぎりぎりの状態で働いておりますので、スクールサポートスタッフの方々に来ていただいて本当に助かつ

ているという声がたくさんあります。3学期は配置しないということではなくて、通年で配置していただきたいと思いますが、佐藤教育長いかがですか。

○佐藤教育長 まず、盛岡市内の学校の実態については、私どもも1月の早い時期から把握しておりまして、特に盛岡市保健所の業務が逼迫して大変だということもあり、これまでこういう例はないと思うのですが、県教育委員会から盛岡市保健所にリエゾンを派遣しまして、盛岡市保健所の業務をサポートしました。そのときに、当初、盛岡市教育委員会では、担当レベルの若い方に盛岡市保健所の手伝いをさせていたのですが、学校に助言、アドバイスができる指導主事を入れてほしいということで、盛岡市教育委員会と相談し、学校の現状を把握しながら臨機応変に柔軟な対応ができるように、県教育委員会からもリエゾンを出しますので一緒に支えていきましょうという形で、1月にはリエゾンの派遣と学校の支援チームを設置して対応してまいりました。

それから、スクールサポートスタッフの増員については、何とか補正予算に計上することができまして、前年度並みの対応が取れるようになりました。オミクロン株が出て、学校現場では特に低学年の子供たちに多くの感染者が出てきているということで、もっと早く配置しなければならなかったわけですが、まずは当初予算で配置した職員については、早期に雇用延長を認めていただき、その上で今回の補正予算での配置も可能になり、雇用、採用に向けた事務手続は早期にしていという財政当局の理解をいただいたところです。今後の感染状況を見ながら、期間の延長等についても協議させていただきたいと思っております。昨年と比較しますとことしも多くの感染者が学校現場で出ている実態ですので、適切に対応できるよう学校を支えていきたいと考えております。

○岩淵誠委員 私は教育指導費で、県立学校の修学旅行キャンセル料等支援事業費について、節間補正という話がありましたが、キャンセル料の状況がどうなっているかお聞きしたいと思います。

○西野教育企画室長兼教育企画推進監 今年度の修学旅行のキャンセルの状況ですが、既に4校で発生しており、残りは見込みということで積算しておりますので、現在までのところ4件と承知しております。

○岩淵誠委員 参考までに、これは県立学校の分だと思いますけれども、小中学校を含めるとどういう実態ですか。全体像をつかみたいのですがわかりますか。

○西野教育企画室長兼教育企画推進監 申し訳ありません。県立学校のみ把握でございまして、小中学校は把握しておりません。

○岩淵誠委員 学校は日程が非常にタイトですので、キャンセルをすると、代替のプランがないという状況は、去年と変わらないのですか。

○西野教育企画室長兼教育企画推進監 年度内の学校の状況を聞きますと、延期や検討中というところもありますが、なかなか難しいところもあるかと思いますので、今後もキャンセルが発生するかもしれないというところで要求させていただいたところです。

○岩淵誠委員 秋に行くところもありますから、やむを得ないところもあるのですが、た

だ学校現場で新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している中で、業務の見直しというのは進んでいると思います。非常に日程がタイトなので、全体の多忙化の部分にもなっていると思うのですが、一方で、やらなくてもいい行事、これはやはりやらなければならない行事という、新しい時代の中で検討する材料が出てきたと思いますから、そういう中でも修学旅行というのは、できればやらせてあげたいというところがあるのですが、ある程度の余裕を持った日程となるような検討というものは進んでいるのでしょうか。

○西野教育企画室長兼教育企画推進監 委員がおっしゃるとおり、修学旅行は、児童生徒にとって非常にかけがえのない思い出とともに貴重な体験を得る場だと認識しております、学校でも、単純に新型コロナウイルス感染症が収束したから学校行事を従前どおりに戻すのではなく、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、効率的で効果的なやり方を工夫していると思いますので、なるべく修学旅行も別の日程で実施したいという思いで調整しているものと承知しております。

○三浦義務教育課長 先ほど小中学校の修学旅行のキャンセルの件についてお話がありました。キャンセルの実態について県では把握しておりませんが、実施または中止の状況ですと、昨年度は小学校において中止が2校、中学校は中止が14校ということで、新型コロナウイルス感染症が流行し始めた令和2年度に比べましても中止の例は大幅少なくなってきていると承知しております。

あわせて、今年度の6月3日現在の調査になりますが、小学校で実施済みは32校、中学校で実施済みは10校、それ以外の学校では実施予定または検討中ということで、いずれ中止に至った例は今のところ把握しておりません。

○岩淵誠委員 できるだけ実現させてあげたいと思いますし、今、西野教育企画室長からも話がありましたけれども、平常に戻ったから従前の行事をやらなければいけないということではだめだと思うのです。1人1台端末もあるわけですから、思い切って取捨選択をしたほうが、いろいろなことにチャレンジできるのではないかと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

次に、指導運営費の中で、県立大槌高等学校の研究の話がありました。この補正予算の段階で出てきたというところで、もう少し詳細に、どういうわけでここに出てきたのかお示しいただきたいと思います。

○中村高校教育課長 県立大槌高等学校の事業がこの段階で出てきたということにつきましては、令和4年度当初予算編成後に示された国の公募型委託事業について、県立大槌高等学校が高校魅力化の一環として行う予定であった部分が公募条件に合致することから応募したところ、指定を受けたことから、補正予算を要求するものでございます。

○岩淵誠委員 これは高校の普通科で、そういう場ができるようになったのでしょうか。

○中村高校教育課長 委員御指摘のとおり、普通科で、一層の魅力化を図ることができるということから、こういう取り組みが行われるものです。

○岩淵誠委員 高校の魅力化事業というのは、全体でやるということでしょうかけれども、

特に今度のものは普通科がメインで、いろいろなことが魅力化事業の中に取り込めるという理解でよろしいですか。そうなると、県立大槌高等学校は、当初予算編成後に出てきたということなのですが、要件が緩和されて全県的に同じく取り組めそうなものが出てくると思います。現状で、実業高校も含めて、魅力化づくりができているところとできていないところの実態はどういう感じなのか。

○中村高校教育課長 高校の魅力化につきましては、昨年度、魅力化を図る観点から、いわての高校魅力化グランドデザイン for 2031 を策定いたしまして、その枠組みの中で地域連携、学術・国際連携、産学連携といった三つの柱をつくって実施しているところでございます。県内の多くの学校におきまして、強弱はありますけれども、そういった柱を中心としながら魅力化を進めてきていると認識しております。

○岩淵誠委員 各高校の魅力をどうやって出していくかということはとても大事なことだと思うのですが、一方で高校再編の話があって、再編の対象になっているところは現状で魅力をつくらなければいけないということと、それから再編議論の中で、それぞれの魅力を今後どうやってふやしていくかということも出てくると思います。高校再編という具体的な流れの中で、この魅力化をどうやって引き出していくのかということについて、どう進んでいるのかお示しいただきたいと思います。

○安齊特命参事兼高校改革課長 令和2年度から小規模校で始まった高校魅力化の取り組みですが、令和4年度から、全県展開ということで、全ての県立高校で魅力化に取り組んでおります。それぞれの取り組みに加えまして県でも魅力化プロデューサーを派遣し、助言をするなどして取り組んでいるところですが、統合を検討している高校もそれぞれ魅力化へ取り組んでおまして、それぞれの取り組みを進化させるとともに、その融合を図るように検討している最中でございます。

○岩淵誠委員 それぞれの存続校で取り組んでいるもののいわゆる二本立てという形になっているのですね。そうであれば、高校再編の動きがどこまで来ているのかということは、とても大事なところなのですから、この辺はどうなっているのですか。

○安齊特命参事兼高校改革課長 現在、高校再編後期計画において、再編の取り組みが具体的に動いている地域は3地域でございます。まず、一つ目の地域は盛岡地区でございます。県立不来方高等学校と県立盛岡南高等学校の統合でございますが、6月2日に第1回の統合検討委員会を開催させていただきまして、両校の関係者による協議が始まっております。令和7年度の統合に向けた協議の中で、魅力化についても検討していくこととしております。

二つ目が県南地域の工業高校の統合でございます。計画では令和7年度以降の統合ということでお示しさせていただいておまして、現在候補地の選定の前段階として、コンサルベースで9月までの契約期限の中で候補用地を選定しております。今後、具体的な設置場所について検討していく予定としております。それに並行しまして、今後、両校の魅力化の取り組みについては各校で検討していただくこととしております。

もう一つは二戸地区でございます。こちらのブロックにつきましては、実は今般二戸市教育委員会から、両校の統合に当たっては工業学科2学科2学級の維持を求めるといふ旨の要望書が提出されております。こちらの要望書を受け、県教育委員会では検討を重ねておりまして、このたび、この要望書の内容、そして県立福岡工業高等学校の入学者が一定数保たれているという状況や二戸市における地域の高校を支援する取り組みを鑑みまして、このたび工業学科2学科2学級を維持した上で、県立一戸高等学校の総合学科3学級と統合するという方向で進めることとする判断に至りました。今後両市町にこの統合内容についてお伝えするとともに、両市町の御意見を丁寧伺いながら計画の推進を図ってまいりたいと考えております。

○**岩淵誠委員** いろいろ地元の御要望もあって、御英断だったと思います。それぞれの地域でも、次に向けた魅力化ということが進んでいるということで安心しました。

最後に、二戸地区の統合は、地元の意見を聞いて、県立福岡工業高等学校の工業学科2学科2学級と県立一戸高等学校の総合学科3学級で統合することになったということですが、この経緯について、佐藤教育長から一言お聞かせいただければと思います。

○**佐藤教育長** これまでも二戸地区における統合に向けて、二戸市でも県立福岡工業高等学校、あるいは県立福岡高等学校も含めてでございますが、地元での高校への進学に向けた通学の支援や魅力化の一端を二戸市の広報等で紹介するという事で県立高校に対しての支援等も拡充をしてきていただいております。そういった取り組みもありまして、県立福岡工業高等学校の入学者も今年度60名となっているということもありましたので、いろいろと地元の意向等も調整させていただこうとしておりましたところ、この5月に入りまして二戸市長、二戸市教育長から要望書の提出をいただきました。先ほどこの内容については安齊特命参事からも答弁しましたが、両校の統合に当たりましては工業学科2学級を維持しということで、統合に向けた一定の理解もいただける方向性が示されたということがありましたので、私どもも県教育委員会としていろいろと協議を重ねました。そういった中で、この方向性について、地元からそのような要望等が出されて、なおかつ二戸市、それから一戸町から一定の御理解をいただける方向ということが見えましたので、地元配慮した形での対応ということで進めさせていただこうということでございます。

○**斉藤信委員** 今きわめて重要な議論がありました。高校の魅力化にかかわって、県立福岡工業高等学校と県立一戸高等学校の統合問題について、5月13日に二戸市長、二戸市教育長の連名の要望書が出され、それに応えて工業学科を2学科確保するという形で計画を見直す決断をしたということです。いつ決断をしたのか、二戸市にいつ伝えるのかを示してください。

○**安齊特命参事兼高校改革課長** 本日の委員会で、方向性について御説明差し上げたところでございまして、本日以降に両市町に経過方針をお伝えしようと考えております。

○**斉藤信委員** この高校再編後期計画というのは、岩手県教育委員会臨時会で決定されたものなのです。その中身は、県立一戸高等学校の総合学科3学級と県立福岡工業高等学校

の工業学科1学科なのです。今の方針は、岩手県教育委員会臨時会で決めた計画と違うわけですか。これはいつどのレベルで決めたのですか。これは、事実上計画の見直しということなのか正確に答えてくれませんか。

○安齊特命参事兼高校改革課長 二戸市からの要望を5月13日に受けました。翌月曜日の5月16日に教育委員と協議した上で方向性について決めまして、内部で検討を重ねたところであります。本日、この委員会で、方向性を決めたということを報告させていただいたところでございます。

○斉藤信委員 教育長、責任ある答弁をしてください。いずれ5月13日に二戸市長、二戸市教育長から要望を受けて、5月16日月曜日に教育委員と協議して方向性を確認したということですか。この方向性というのは、二戸市長と二戸市教育長の要望に応える方向で計画を見直すということで確認されたということですか。

○佐藤教育長 まず、5月13日に要望書をいただいて、5月16日に5月の岩手県教育委員会定例会がありましたので、その後の協議の場で、今般、二戸市からこのような要望が出てまいりましたということで報告をしました。これまでの計画は、昨年5月23日に決定しているわけですが、今後の対応等について、検討委員会の設置などをどのような形で進めていくかを教育委員と協議をさせていただき、今後、二戸地域の生徒数が減少していくという中で、どのような形で地域の産業人材を育てていくかということと協議しながら、実際の入学者数も考慮しますと、要望に沿った形で県立福岡工業高等学校の2学科2学級の維持を優先したほうが望ましいのではないかという協議の結果に至りました。その上で、今後、統合検討委員会の委員の推薦等をお願いしてまいりましょうという形で、県教育委員会としての方向性を固めたということでございます。

○斉藤信委員 5月16日の教育委員との協議で、二戸市長、二戸市教育長の要望を踏まえて、2学科2学級規模の中身で方向性を確認したということですね。公表はきょうが初めてということですか。

2学科の維持ということで県教育委員会が方向性を確認したことは、一歩前進だと思います。もう少し立ち入って聞きますが、工業学科は2学科、そして県立一戸高等学校は総合学科なのですけれども、これは2学級という計画に見直されるのですか。

○安齊特命参事兼高校改革課長 統合の形でございますけれども、工業学科2学科2学級と総合学科3学級の計5学級になる見込みでございます。

○斉藤信委員 高校再編後期計画で目指している統合の中身は4学級規模なのですが、4学級規模ではなくて5学級規模に見直すということですか。私が工業高校の存続を訴えれば、生徒の減少という答えしか返ってきませんでしたが、生徒減少のもとでも1学級ふやす規模でこの高校再編後期計画は見直すということですか。

○安齊特命参事兼高校改革課長 これまでの計画におきましても、計画の策定段階から実施段階に向けて実態等を勘案し、その実態に合わせて実施してきたところでございます。今回につきましても、計画策定時よりも県立福岡工業高等学校の入学者が一定数ふえてき

ている現状がございますので、今回の要望を受け、また二戸市の取り組み等も勘案して、工業学科2学科2学級と総合学科3学級の5学級で統合を進めようというものでございます。

○**斉藤信委員** そうなると、統合する意味がなくなるのではないですか。県立福岡工業高等学校は工業学科2学科2学級で、県立一戸高等学校は総合学科3学級でそれぞれ存続させるのが一番合理的ではないですか。無理して統合する理由がどこにあるのですか。

○**安齊特命参事兼高校改革課長** 二戸ブロックの中学校の卒業予定者数が415人でございましたが、令和6年度には350人を下回り、令和12年度には300人を切るという見通しでございます。こういう状況を踏まえまして、将来を見据えて二戸ブロックの専門教育の拠点となる学校を整備していくことは必要だと考えておりまして、その考えは高校再編後期計画の策定と変更はございません。

○**斉藤信委員** 答弁がかみ合っていないのです。あなた方は、この統合を進めるに当たって生徒が減少するからだと言ってきました。しかし、県立福岡工業高等学校は、この2年間2学科を維持してきました。そして、国家資格の取得も、全国に誇るようなすばらしい実績を上げてきました。地元は、県立福岡工業高等学校の存続と2学科の維持を求めてきたのです。あなた方もそれに応えるというのだったら、存続させたらいいではないですか。生徒数の減少が起きたときに統合を考えたらいいのではないですか。今無理して統合するということは、私は時期尚早だと思います。

特に県立福岡工業高等学校は、県北地域で唯一の専門高校です。専門高校として、県北地域の地域振興にも、生徒たちの希望にも、しっかり応えている学校です。今の計画の見直しがあったら、慌てて統合という形をつくらなくてもいいのではないですか。佐藤教育長、そう思いませんか。生徒数の減少というけれども、1学級ふやして統合するのですか。あなた方の言い分と矛盾してしまうのではないですか。

○**佐藤教育長** 二戸地域の生徒数の減少の見通しは、数字の上でもかなりの精度でもって見込まれるという中であって、県北地域の多様な地元の産業等を支える人材をいかに育てていくか。今回は県立一戸高等学校と県立福岡工業高等学校の統合によりまして、農業、工業、商業、福祉といった専門的な学びが実現でき、しかも、今生徒の男女のバランス等もそれぞれ偏りがあったのが、統合によってバランスのよい学校にもなっていきます。お互いに統合する力があるときに統合して、将来の子供たちのために、よりよい教育環境を残していくということが、両市町でもより今後のためになるという判断に至ったものと理解しております。それに応えて、このような形で進めていきたいと考えているものです。

○**斉藤信委員** 私も二戸市の要望について、その真意を聞きました。これは、基本的には昨年要望したことと変わりませんという答えでした。統合に当たっては、県立福岡工業高等学校2学級規模の維持と表現は違っていました。中身は去年と変わっていないと、私に対してはそういう答えでありました。

そこで、生徒数が減少しているというのだったら、実態に合わせて見直すべきだと思います。

ます。今年度、40人以上定員から減少している学校は、県立軽米高等学校、県立福岡高等学校、県立一戸高等学校なのです。40人以上定員を割っている学校をどうするかということを考えるべきではないですか。減少していない県立福岡工業高等学校を無理して統合しなければならない理由がどこにあるのですか。何度も言いますけれども、県立福岡工業高等学校は工業の専門校です。工業の専門校と総合学科を統合するというのは、あまり理念がない。今総合学科制は、存在意義が問われているのです。総合学科制というのは、専門的教育で専門教育ではないのです。普通科でもなく、きわめて位置づけが曖昧です。5学級もあつたときは、まだいろいろなことが学べましたが、生徒数の減少で3学級になると、学ぶ中身も減ってきて、総合学科そのものの存在意義が問われているのです。この総合学科制のあり方を考えるべきであつて、総合学科制と専門高校をただ一緒にするという理念なき統合というのは、正しくないと思います。実際に欠員の多いところをどうするかということ、実態に合わせて考えるべきではないのですか。県立軽米高等学校、県立福岡高等学校、県立一戸高等学校の欠員の状況をどうするのですか。

○**安齊特命参事兼高校改革課長** 高校再編後期計画に係る統合に加えて、岩手県立高等学校の管理運営に関する規則による40人、1学級以上の定員割れの場合については、学級減の検討を行うことにしております。それと、高校再編後期計画にのっていないくても、地域の取り組みや今後の推移等を勘案して別途検討をすることとしております。

○**斉藤信委員** あなた方は、県立軽米高等学校、県立福岡高等学校、県立一戸高等学校が40人以上の欠員になっている事実を知っているのに、県立福岡工業高等学校と県立一戸高等学校を何としても統合させたいということで、統合ありきで、欠員はあるけれども学級をふやして統合すれば、あとは何とでもなると思っているのではないですか。

県立福岡工業高等学校を、県北地域唯一の専門高校として維持するという考え方は、県教育委員会にはないのですか。高校再編後期計画の目的は、生徒の希望に応えること、地域振興の担い手を養成するということです。この二つの希望に応えているのが、県北地域では県立福岡工業高等学校なのです。佐藤教育長、これを無理やり統合しなくてはならない理由はどこにあるのですか。

○**佐藤教育長** まず、高校再編後期計画の考え方は、委員御指摘のとおりでありまして、それに沿って県立福岡工業高等学校と県立一戸高等学校の統合を計画にのせました。その後は、地元等の要望等もあり、また、地元のさまざまな支援、施策が新たに出てまいりまして、それによる一定の成果を評価できるような形になってきました。また、県立福岡工業高等学校の2学科2学級が大事だということは、もともと私たちも資格取得の実績や、工業高校の実績を評価してまいりました。今般、高校再編後期計画にある計画案の中で、県立福岡工業高等学校の2学科2学級の維持を前提とするならば、統合についても、高校再編後期計画にある中で、むしろ早く進めていくこともあるのではないかとというのが地元の御意向だと理解しております。

私どもはこの機運が出てきた中で統合を進めていきたいと考えておりますし、委員御指

摘の二戸地域の他の学校の定員との差については、これが複数年続くかどうかある程度見きわめも必要になってまいります。それまでの間、統合をとめておくわけにもまいりません。県北地域の学校の教育環境については、老朽化した校舎等もありますし、特別支援学校の校舎整備も控えております。そういった中で、私どもは県北地域の、特に二戸地域の子供たちのために、よりよい教育環境をどのような形でつくっていくかはやはり大事な視点でありまして、それを最優先に進めたいという考えでございます。

○**斉藤信委員** 県立福岡工業高等学校の2学科を維持する方向を示したということは評価します。しかし、2学科を維持するのだったら単独で維持すべきだと思います。それが専門高校です。総合学科制と専門高校を統合する理念がはっきりせず、数合わせです。実際には、その数も合わないのです。そういう意味では、やはり当初決定した県立福岡工業高等学校と県立一戸高等学校の統合計画には無理があったと思います。今、複数年見なければだめだと答弁されましたけれども、去年、ことし、複数年で県立福岡工業高等学校は2学科を維持しているのです。これからも維持すると思います。そういう希望もありましたから、役割も果たしました。そういう点では、今の段階で明らかになった矛盾をしっかりと見て、見直すべきは見直しをして、統合先ありきで統合だけを進めるというのはいかなるものかと思います。これは指摘だけにとどめて終わります。

○**千葉絢子委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**千葉絢子委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**千葉絢子委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**千葉絢子委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第10号岩手県手数料条例の一部を改正する条例中商工建設委員会に付託された別表第7の改正関係を除く部分を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**八重樫参事兼教職員課総括課長** 議案第10号岩手県手数料条例の一部を改正する条例案中教育委員会所管の別表第8関係について説明いたします。

議案(その2)の43ページをお開き願います。あわせて、お手元に配付しております資料をごらんいただきたいと思っております。説明につきましては、便宜、お手元に配付しております条例案の概要により説明させていただきます。

まず、1の改正趣旨ですが、教育職員免許法等の一部改正によりまして、普通免許状ま

たは特別免許状の有効期間の更新申請手数料等を廃止するとともに、あわせて所要の整備をしようとするものでございます。

2の条例案の内容であります。囲みの記載のとおり、教育職員免許法並びに教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律の一部改正によりまして、免許更新に係る規定が削除され、本日7月1日から普通免許状等有効期間の定めのないものとされたことから、本条例に定める関係手数料の規定を削除しようとするものでございます。

具体的に(1)、(2)の手数料は、普通免許状、特別免許状の有効期間の更新申請、そして延長申請になります。

(3)から(5)までの手数料につきましては、教員免許更新制度導入前に授与されました旧免許状にかかわる免許状更新講習の修了確認等の申請、そして修了確認期限の延長の申請、そして免除認定の申請がそれぞれ不要となりますことから、これらの事務に係る手数料を廃止しようとするものであります。

あわせまして、法改正に伴い、条例で引用する条文に条項ずれが生じますことから、所要の整備を行おうとするものでございます。

最後に、3の施行期日ですが、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終了させていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○**千葉絢子委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**小西和子委員** 教員免許状等再授与申請手続について伺います。本日付で教員免許更新制がなくなるということで、本当に大きな意味があると思っております。

失効した免許状については、都道府県教育委員会に再授与手続を行うことで、有効期間のない免許状の授与を受けることが可能となりますけれども、この再授与申請手続の詳細については、今後、文部科学省がガイドライン策定後、都道府県ごと、教員ごとに確定となっておりますが、ぜひ簡素化した申請手続となるよう、また申請手続について周知徹底を図るようお願いしたいのですけれども、その辺りはどう考えているのでしょうか。

○**八重樫参事兼教職員課総括課長** 委員御指摘のとおり、国からそういう通知がなされております。それを受けまして、本県におきましても手続の簡略化に向けて検討を進めていくことにしております。

なお、失効した免許状等の取り扱いにつきましては、岩手県のホームページへの掲載や、市町村教育委員会に対しても通知を発出し、今後周知を図っていきたいと考えております。

○**小西和子委員** もう御存じだと思いますけれども、東京都教育委員会では、免許申請の依頼をホームページで行っております。県教育委員会として、講師不足の問題について何か対策を講じているのかお伺いします。

○**八重樫参事兼教職員課総括課長** 講師不足の対応についてでございます。教師の魅力を積極的に発信するために、教員採用にかかわる説明会やガイダンスを継続的に実施しているところでございます。先ほどの免許状が失効している方や休眠状態の免許状を保持している方に対しましても、積極的な呼びかけを行い、あとは研修プログラムの充実も有効な

対策の一つと考えておりますので、こういう取り組みにより人材の確保を図っていききたいと考えております。

○小西和子委員 人材確保というのはすごく重要ですけども、例えば、教え子が教員になりたいと相談されたときに、とてもいい仕事だとは言えない状況なのです。やはり人員をふやすことと、業務を減らすことを積極的に行うべきだと考えます。

○斉藤信委員 教員免許更新制が廃止になったことは、評価したいと思います。まさに希代の悪法で、教員の免許を10年で更新制にしたというのは、とんでもない話です。これは、教員の待遇を不安定とし、悪化させるものでありました。さすがの自由民主党、自公政権と言ってもいいでしょうが、これを廃止せざるを得なくなったのです。この教員免許更新制でどのような弊害があったのか。県内には、教員免許を更新できなかった人がどのくらいいたのか。県教育委員会は教員免許更新制が廃止になったことについて、どのように受けとめていますか。

○八重樫参事兼教職員課総括課長 教員免許更新制につきましては、国の評価でありますけれども、一定程度、研修の機会を付与することになったという成果があるとされているところでございます。

本県の教員免許の失効、更新手続きができなかった数につきましては、少なくとも公立学校に勤める教職員につきましては、県教育委員会から更新期限が来る旨の通知をして、失効しないように更新講習を受講するよう促しておりますので、そういう失効者はございません。

○斉藤信委員 研修に一定の成果があったのなら、続けると思います。もう廃止せざるを得ないくらいの矛盾が起きていたのだと思います。

そこで、教員免許更新制はなくしたけれども、研修はまた義務化するという話もあります。免許はなくならなくても、そういう研修が義務化されるということでは、本当の意味で改善、改革にならないのではないですか。研修というのだったら、自主的な研修や民間レベルの研修も位置づけて、教員自身が自主的に研修できる条件、体制を構築すべきと思いますが、研修義務化の動きというのはどうなっていますか。

○度會学校教育企画監 本県では、教員免許更新制の導入に対し、それまでの研修体系を見直しまして、本県の教育課題を踏まえた授業力向上研修を立ち上げたところでございます。この授業力向上研修を免許状更新講習として扱い、教員の資質向上に取り組んできたところでございます。

今般の法改正によりまして、免許状更新講習を受講する必要はなくなりますが、本県がこれまで免許状更新講習として授業力向上研修を実施してきたことから、その新しいあり方について現在検討を進めているところでございます。

県教育委員会といたしましては、国の中央教育審議会特別部会における審議で示された令和の日本型学校教育を担う新たな教師の学びの実現に向けまして、教員の働き方改革の視点も踏まえながら、計画的、効果的に資質向上を図るための研修体系のあり方について

検討を進めてまいりたいと考えております。

また、委員御指摘のとおり、本来であれば自主的に研修を受ければよいという御意見もあるのは重々存じ上げておりますが、一定の道筋といたしますか、枠というのを提示するという考え方もあるかと思えます。そこをどういう形にしていくのかは、今まさに検討しているところでございますので、引き続き丁寧に議論を重ねてまいりたいと考えております。

○千葉絢子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉絢子委員長 なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉絢子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉絢子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって教育委員会関係の議案の審査を終わります。

次に、教育委員会関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第 69 号ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げを求める請願を議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○八重樫参事兼教職員課総括課長 それでは、請願についてお手元に配付させていただきました説明資料に沿いまして説明させていただきます。

まず、請願項目の一つ目の少人数学級についてであります。資料の 1 ページをごらんいただきたいと思います。制度の概要ですが、国では(1)に記載しておりますとおり、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正によりまして、小学校第 2 学年から第 6 学年までの学年につきまして、令和 3 年度から 5 年かけて段階的に 35 人に引き下げることとしており、現在第 3 学年まで義務標準法に基づく 35 人とされているところがございます。

本県の対応状況でございますが、(2)のとおり、加配定数を活用いたしまして、小学校第 4 学年から中学校第 3 学年までにつきましても 35 人学級を実施しておりまして、きめ細かな指導の充実に努めているところでございます。

国の動向につきましては、(3)のとおり、本年 6 月閣議決定いたしました経済財政運営と改革の基本方針 2022 において、35 人学級等についての小学校における多面的な効果検証等を踏まえつつ、中学校を含め学校の望ましい教育環境や指導体制を構築していくとされているところでございます。

このような状況を踏まえまして、県では(4)のとおり、令和5年度政府予算要望として、ことし6月に中学校における少人数学級の拡大と高等学校における地理的条件を抱えた地域の小規模校に係る教職員配置基準の見直しを含めた定数改善を進めるよう国に要望しているところでございます。

次に、請願項目の二つ目の教職員定数の改善についてであります。国におきましては、平成18年度以降、教職員定数改善計画の策定が見送られているところでございます。

しかしながら、新学習要領の円滑な実施、個に応じたきめ細かな指導の実現、教員の働き方改革の推進など、さまざまな教育課題に対応し、安定した教育成果につなげるためには、国による複数年先を見込んだ計画的な定数の改善が不可欠であると考えておりまして、先ほども述べましたが、政府予算要望の中で新たな教職員定数改善計画を早期に策定し、教職員体制の一層の充実を図るよう継続して要望しているところでございます。

続きまして、請願項目の三つ目の加配についてでございます。本県では、小学校第4学年から中学校第3学年につきまして加配定数を活用し、35人学級を実施しているところでございます。このほかに少人数学級、チームティーチング等の少人数指導、小学校専科指導、いじめ、不登校等に係る児童生徒支援などの加配定数も今日的な教育課題の解決に必要な不可欠でありますことから、政府予算要望の中で各種加配定数につきましても十分な措置を講ずるよう要望しているところでございます。

最後に、四つ目の義務教育国庫負担割合の引き上げについてであります。これは、資料の2ページ目に記載がございまして、2ページ目の(2)のとおりでございますが、平成17年のいわゆる三位一体改革に係る政府与党合意において、義務教育制度の根幹であります機会均等、水準確保、無償制を維持し、義務教育費国庫負担制度を堅持することとされておりまして、その方針のもと、義務教育費国庫負担法の一部改正によりまして、平成18年4月から国の負担割合が2分の1から3分の1に変更されております。その際、減額分につきましては、国から地方に税源移譲されております。本県といたしましては、義務教育が地方の実情に応じて特色ある教育活動を展開できるよう、国の責任においてその財源がしっかりと措置されるべきと考えております。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○千葉絢子委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○小西和子委員 まず、請願事項2につきまして、定数内講師は、小学校、中学校にどのくらいいるのかお聞きしたいと思います。

○木村県立学校人事課長 県立高校の定数内の欠員ですけれども、約80名です。

○小西和子委員 定数内講師が80名ですか。

○木村県立学校人事課長 欠員による定数内講師が80人です。

○小西和子委員 定数内講師が80人ですね。小中学校についてはわかりませんか。

○八重樫参事兼教職員課総括課長 済みません。わかりましたら後からお知らせさせていただきます。

○小西和子委員 小中学校も県立学校も、定数内も含めての講師が 1,000 人くらいずついるはずです。そして、これはどこから来ているのかといいますと、この請願にかかわることなので言いますけれども、2004 年から総額裁量制ということで、それまで定数というのをきちんと正規で入れることになっていたのに、講師をふやしていいという本当にとんでもない法律ができたわけです。ですから、教職員の給与の水準の引き下げをしたり、正規職員を非正規職員に置きかえることで教職員を見かけ上増員する場合に利用したりと、とんでもないやり方が入ってきたということを伏線として捉えておいていただきたいと思います。

次に、3 の加配ですが、岩手県は 35 人以下学級は全て国の加配を寄せ集めてつくりました。秋田県は 22 年間で 138 億円の単独予算でプラスワンにして教育をやっています。そこで、一つの学校や、2 人の差が出てきているわけです。

加配について聞きますけれども、小学校 3 年生までは国で決まったということですが、小学校 4 年生から中学校 3 年生まで何人ずつ入っているのですか。

国から来ている全体の加配人数というのはわかっているでしょうか。

本当に加配が削減されると、岩手県の教育は全く回らない状況になっております。

次に、義務教育費国庫負担制度についてですけれども、税源が移譲されているから大丈夫だと政府与党は言うておりますけれども、義務教育費国庫負担制度の見直しをされた当初、岩手県は下から何番目の影響があり、その影響の増減率というのは把握していますか。

○八重樫参事兼教職員課総括課長 大変申し訳ありません。把握しておりません。

○小西和子委員 私は反対と言った一人ですので言いますが、岩手県は、下から数えて 4 番目で、沖縄県、高知県、鹿児島県、岩手県ということで、影響額は沖縄県がマイナス 9.07、高知県がマイナス 8.28、鹿児島県がマイナス 8.25、岩手県はマイナス 8.12 だったわけです。だから、反対したのです。もう格差拡大です。もちろん、東京都、神奈川県、埼玉県、愛知県、千葉県、静岡県、大阪府、兵庫県まではプラスでした。そのほかの 38 県がマイナスだったのです。先ほどの総額裁量制で、正規の職員を 1 人雇うのに雇わないで、非正規職員を 3 人雇うというような、どんどん教育の質が落ちたのです。講師の先生たちは、一生懸命働いています。担任をしているのです。ある学校では、1 学年 1 人ずつ担任がいますが、6 人中 3 人が講師なのです。俺たちばかにされているのだと言っていました。

講師の先生たちは、正規職員と同じように働きます。賃金が正規職員の 3 分の 1 くらいなのではないでしょうか。それでも一生懸命働きます。でも、次の年はその学校にいられないのです。県立学校は何年かいられますけれども、義務教育は 1 年ごとに変わるのです。子供たちにとっても、教職員にとってもよくありません。そのような状況をつくったのが、この三位一体改革なのです。それに賛成することがわからない。貧しい県は、どんどん教育の機会均等が失われてきているのです。

だから、少しでも税率を上げないと、貧しい県だから、本当は教育に使うべき予算をほかのものに使ってしまったのです。そういうことがあって、この請願があるのだと思

っております。佐藤教育長、この辺り何か思いがあったら教えてください。

○佐藤教育長 まず35人学級については、文部科学省が順次小学校に導入していくということで改善が図られる方向になっております。

今後は中学校にも、拡大してほしいという要望も出しております。これまで以上に教員がゆとりを持って子供たちに接することができるようになってほしいという思いがございます。

そしてまた、義務教育費国庫負担法が三位一体改革で決まったわけでございますが、地方財政制度上は、税源移譲とセットになって、国庫負担の2分の1から3分の1に変わった部分については税源移譲という形での措置はされているということで、恒久的な措置になっているものであります。

あとは、地方における公教育のところで、特に本県のような中山間地域あるいは過疎地域であり、それから県土の面積も広くて条件的に不利であり、通学の区域等も広くて、なかなか効率性だけでは対応できない部分がございます。そういった中で、さまざま工夫をしながら教育の環境整備を進めてきており、地方として子供たちのための教育をどのように行うかという工夫を重ねながら対応してきているというのが実態でございます。

こういうことから、私どもも政府予算提言・要望の中で、改めて定数改善計画をつくって、しっかり教員配置をしてほしいということを毎年要望してきております。本年度も6月に要望をさせていただきました。その際には、達増知事から高橋政務官に要望しましたし、私どもは単独要望として初等中等教育局長以下、初等中等教育局の各課長にも要望をしてまいりました。非常に財政状況が厳しい中で、多くの財源を必要としております。そういった中から、さまざまな制度等を活用しながら、先ほどの県立大槌高等学校の例もそうなのですが、可能な範囲で有利な財源を活用しながら、子供たちのための環境整備というものに意を用いてやっております。そういった意味では、国からの支援というものの拡充についても、私どもはさまざまな機会を通じて、全国の教育委員会協議会、教育長協議会でも国に要望をさせていただいております。

○小西和子委員 大分古い資料なのですがけれども、その当時でこのくらいだったということをお話しておきたいと思います。

義務教育費の国庫負担のことでございますけれども、地域に大きな教育格差を生じさせないように、削減額の全額を地方に財源移譲すると言われておりますけれども、全額税源移譲されたとしても38県が税収不足で赤字になります。その上、地方の財源不足を補充する地方交付税についても2004年度予算では3兆円も削減し、引き続き削減が検討されているとして、どんどん地方にしわ寄せが来て、これは国会の請願の要旨でありましたので、どうぞ自由民主党、公明党の皆様方も、この請願を採択していただければと思います。

○佐々木宣和委員 教育長が先ほど答弁されたことと重なる話ではあるのですが、請願項目の四つ目について改めて伺います。教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げることについて、

小西和子委員もお話しされていましたが、国の負担割合がもともと2分の1だったのが3分の1になったのですから、これを元に戻したら、自由度が上がって、いろいろな選択肢がふえるような話でしたけれども、逆に狭まるのではないかと思うのですが、この辺の実態はどうなのでしょう。

○八重樫参事兼教職員課総括課長 県といたしましては、国の法改正に伴い、国の負担割合が2分の1から3分の1に変更されたということで、減額部分については先ほども申し上げましたけれども、税源移譲されている形になっておりますので、標準法に基づいて算定した教職員の給与費につきましては、全額予算措置されていると認識しております。

○佐々木宣和委員 割合は変わったけれども、来るものは来ているということだと思います。結局、本県としては地理的条件もさまざまに負担が大きい部分があるので、小規模校にかかわる教員配置基準の見直しを含めた定数改善を進めるべきという要望は実際されていると思いますし、その点を進めるのがいいのではないかと考えておりますが、その点に関しては何か御意見がありますか。

○高橋教育次長兼学校教育室長 高等学校の定数の改善についての御質問でございましたので、私から少し補足させていただきたいと思います。

現在、小規模校は大体13人ほどの教職員を配置しておりますけれども、これは標準法よりも多い数になっております。標準法どおりに配置しますと、どうしても1学級校ですと11人程度の配置にしかなりません。今回のように地理的にどうしてもほかの学校に通えないというようなところに学校がある場合は、ある程度規模が小さくなくても学校を維持しなければならないということもございます。こういうところに手厚く配置できるように標準法の立てつけにさせていただくことが、岩手県としてはどうしても必要だということで、何年も続けて要望してきているところでございます。

○佐々木宣和委員 高等学校での35人学級を早急を実施することという項目がありますがけれども、高校の35人学級について、岩手県としてはどう考えられているのでしょうか。

○木村県立学校人事課長 高等学校における35人学級についてでございますけれども、現在、義務標準法によりまして40人を標準とするとなっております。令和4年度試算ではございますけれども、仮に単独で現在の学級数を変えずに1学級の生徒数の標準を35人とした場合、教員数が約230人減少いたしまして、現状の教員数を維持するための必要経費は約20億円程度かかると捉えております。

○佐々木宣和委員 35人学級に関しては、教職員数が230人程度減少、また教職員の人件費として20億円が必要になるということです。

○千葉絢子委員長 この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○熊谷小中学校人事課長 先ほど御質問いただきました件について、回答させていただきます。

小中学校の定数内講師につきましては468人になっております。また、加配総数といたしましては595人になっており、小学校4年生から中学校3年生までの35人学級実現のた

めに使っている加配につきましては218人でございます。

○**斉藤信委員** 先ほどの木村県立学校人事課長の答弁で、高校で35人学級にした場合に230人教員が減少するということですが、それはどういう理由ですか。

○**木村県立学校人事課長** 高等学校の教職員数につきましては、公立学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律、いわゆる高校標準法によりまして、1学級の生徒数の標準を40人とした上で生徒の収容定員に基づいて定められているものでございます。

仮に現在の学級数を変えずに1学級の生徒数の標準を35人とした場合、1学級の生徒数を40人から35人とするによりまして、生徒の収容定員が減少いたしまして、それに基づいて教員数も減少するということでございます。

○**斉藤信委員** ここで求めている高校まで35人学級というのは、今の標準法の40人ということではないのです。もう35人学級で教師を確保するというを前提にした議論だと思います。今の標準法の40人を35人学級にして、今の標準法でやると生徒が減るのは、これは制度の違いの話ですよ。小中学校の場合には、学級で教員が配置されるわけですから、高校も35人になったら、それにふさわしい教員の配置に当然なるはずですよ。35人学級にしたら高校の先生が減るとするのは、前提条件の違う話になるかと思えます。これは、国の制度として35人学級を導入しなさいと言っているのですから、高校の先生が減るような提案をするわけがないではないですか。35人学級で行き届いた教育、それにふさわしい教員の確保が必要です。先ほどの説明の中でも、平成18年度以降、教職員の定数改善が見送られてきたということが異常なのです。35人学級は、小学校で部分的に実施されています。本来なら、全体として教職員の定数をふやす計画を政府が責任を持ってつくらなければならないと思いますが、それが平成18年以降全くサボタージュされているということも問題です。中学校までというのは、政府の骨太方針でも中学校を含め学校の難しい教育環境、指導体制を構築していくと明記もされましたので、さらに高校というのは当然のことではないかと思えます。今の40人学級も、小中学校が40人になって高校も40人になっているわけですから、制度を変えないで教員が減ることは前提にしていけないということは、指摘をしておきたいと思えます。

それと、四つ目の教育費国庫負担制度で、国の負担を2分の1から3分の1にして財源を移譲したというけれども、税源移譲というのは一般財源化することなのです。一般財源化することとは、教育費以外でも使えるという意味で、教育にとって絶対プラスになりません。大体教育費というのは固定費が多いわけですよ。そういう意味では、これは改善ではなく改悪になったし、この制度そのものは一般財源化で教育以外にも使えるという制度になってしまった。やはり必要な経費は、憲法の立場からいっても、国がきちんと責任を持つということは、全くそのとおりだと思いますので、ぜひそれぞれの項目をしっかりと採択していただきたいと思えます。

○**千葉絢子委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉絢子委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」「不採択」と呼ぶ者あり〕

○千葉絢子委員長 それでは、本請願につきましては採択と不採択の意見がございますので、採決をいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○千葉絢子委員長 起立多数であります。よって、本請願は採択と決定いたしました。

ただいま採択と決定しました本請願につきましては、国に対して意見書の提出を求めるものでありますので、今定例会に委員会発議したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉絢子委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○千葉絢子委員長 ただいまお手元にお配りいたしました意見書案をごらんいただきたいと思いますが、これについて御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉絢子委員長 では、なければこれをもって意見交換を終結したいと思います。

お諮りいたします。意見書案を原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉絢子委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりにすることに決定いたしました。なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

では、以上をもって教育委員会関係の請願陳情の審査を終わります。

それでは、冒頭の教育長の発言を含め、この際何かありませんか。

○小西和子委員 教員採用試験の志願者数と倍率の状況について伺います。

山形県の教員の採用から5年以内の退職者が5年前の2倍になっていると報道されておりますけれども、岩手県では、採用から5年以内の退職者についてどのような状況か、5年前からの状況を伺います。

もう一つ、定年前退職者の人数と、ここ数年の状況についてお伺いします。

○木村県立学校人事課長 まず初めに、今年度実施の教員採用試験についてでございますけれども、小中学校の志願者は小学校が310人、中学校が275人、合計585人であり、採用予定数200人に対しまして倍率は2.9倍でございます。県立学校の志願者は高等学校が301人、特別支援学校が84人、合計385人でありまして、採用予定数70人程度に対する倍率は5.5倍でございます。それから、養護教諭の志願者は91人でありまして、採用予定数

20人程度に對しまして倍率は4.6倍でございます。志願者全体は1,061人で、昨年度に比
べまして21人減少しておりますが、昨年度は65人の減だったことから、減少幅は縮小し
ております。

次に、採用から5年以内に退職した教員数についてでございます。平成29年度は25人、
内訳は小中学校が17人、県立学校が8人、平成30年度は13人、うち小中学校が9人、県
立学校が4人、令和元年度は20人、うち小中学校が11人、県立学校が9人、令和2年度
は26人、うち小中学校が22人、県立学校が4人、令和3年度は34人、うち小中学校は26
人、県立学校は8人でございます。平成30年度には一旦減少しましたが、令和元年度
以降はやや増加傾向でございます。

次に、定年前退職者の人数と近年の状況についてでございますけれども、過去5年間に
遡って御説明いたしますが、平成29年度は108人、うち小中学校は85人、県立学校は23
人、平成30年度は103人、うち小中学校は87人、県立学校は16人、令和元年度は128人、
うち小中学校は109人、県立学校は19人、令和2年度は108人、うち小中学校は86人、
県立学校は22人、令和3年度は141人、うち小中学校は112人、県立学校は29人ござ
います。ここ5年間100人程度で推移しておりましたけれども、令和3年度は前年度に比
べ33人増加しております。

○小西和子委員 小学校だけの志願倍率をお願いします。

○木村県立学校人事課長 志願倍率につきましては、採用予定数が小中学校合わせて200
名ということにしておりますので、この場ではお話しできませんけれども、昨年度実施し
た教員採用試験の小中学校の倍率をお伝えしたいと思います。令和3年度の受験倍率は、
小学校は2.6倍、中学校は3.6倍でございます。

○小西和子委員 退職者について見ていくと、だんだんふえているのです。定年前退職者
も、5年以内の転職者もということで、これはゆゆしきことだと思います。

では次に、始業式時点での教員の不足の実態と産休育休代替、病休の補充の状況につい
て伺います。教員不足の実態を探った教員不足をなくそう緊急アクションの調査では、今
年度の始業式時点で小学校が21%、中学校が25.4%で教員不足が起きていると回答してお
り、文部科学省が昨年度初めに行った調査よりも教員不足の実態が悪化している可能性が
あることが示唆されました。岩手県の始業式時点での教員の不足は、あり得ないことだ
すけれども、実態はどうなっているのかお伺いしたいと思います。

○熊谷小中学校人事課長 始業式時点での教員不足についてであります。小学校では31
名が未配置、中学校では20名が未配置となっております。高等学校では1名、特別支援学
校では2名が未配置という状況でありました。いずれの校種におきましても、始業式時点
で学級担任が不在という状況は生じていないということでもあります。

○小西和子委員 大変なことです。どのように対応したのですか。各学校でどう対応した
か、何か情報は得ていますか。

○熊谷小中学校人事課長 各校での対応となりますので、さまざまではありますけれども、

欠員の部分の業務を他の教員で分担し、補充等しながら乗り切っているという状況です。

○木村県立学校人事課長 県立学校の状況でございますけれども、高等学校につきましては、4月の途中で常勤の講師、欠員の補充講師が見つかりましたので、既に配置をしております。

それから、特別支援学校で2名が未配置でしたけれども、特別支援学校につきましては、年度末で育児休業が終了する予定だった方が1カ月弱延長した関係で未配置になったものがございますので、4月中には復帰されて、現在、欠員はありません。

○小西和子委員 それぞれ担任外が入ったり、チーム・ティーチングの1人が入ったり、副校長が入ったりと、本当に工夫しているところもありますが、かなり大変な状況です。

次に、産体育休代替者が入らないという現場からの声がたくさんあります。この件について、県教育委員会は把握しているのでしょうか。病休者の補充状況もあわせて伺います。

○熊谷小中学校人事課長 産体育休代替者及び病休者の補充についてであります。いずれの補充についても、状況を把握しているところであります。7月1日時点ではありますが、小学校では産休代替者の未配置は2名となっております。育休代替者の未配置は1名ということです。中学校、高等学校、特別支援学校での産体育休代替者の未配置はありません。

また、病気休職者の補充の未配置でありますけれども、中学校及び特別支援学校でそれぞれ1名ずつという状況であります。

少しでも状況が改善されるよう努めてまいりたいと考えております。

○小西和子委員 私どもが把握している人数よりかなり少ないですが、後でお話をしたいと思えます。

どういう働き方をしているか本当に把握しているのでしょうか。みんな倒れそうになっています。そして、過重労働で一度休んだ人たちに無理をさせられないということで、その人たちの分をみんなで分担して働くわけです。そういう状況であるということをお聞きしたいと思えます。人が足りない状況を何とか解決してほしいと思えます。

それから、産休代替が入らないということについてなのですが、休みに入るときに、学校のことは心配なくていいから、元気な赤ちゃんを産んでねとみんなで握手したりして送り出すのですが、休む方がまだ代替職員が決まっていなくて、何か申し訳ないという気持ちになっているらしいのです。この職場では出産できないと思ったりもしているのです。皆さんはそういうことまでわからないと思えます。アンテナを高くして現場の実態の話を聞いてほしいと思えます。

それから、産体育休代替、病休者の補充はこんなものではないです。かなりの人数が報告されています。入らないということになると、さっき言ったように、担任外等が入るわけです。そして、子供たちを帰してから自分の本来やるべき業務をやるわけです。そうすると、もう倒れそうになるわけです。そういう実態があるということをお認めいただきたいと思っております。

文部科学省の教員勤務実態調査の実施が予定されておりますけれども、不正打刻はしな

い、させない、休憩時間の分単位での把握、土日の部活動指導時間の把握、持ち帰り業務と教員の正確な勤務実態把握を行うよう市町村教育委員会にも徹底させるべきであると考えます。小中学校だけではなくて県立学校でも、私が話を聞いたのは受験校と言われる学校の先生でしたけれども、職員会議のたびに校長先生や事務長から、超過勤務時間が 100 時間を超えないようにと頼まれるのだそうです。それで操作するのが日常だそうです。100 時間超えをゼロにしようという目標を立てているでしょう。それが実態です。

やはり、市町村教育委員会に徹底させてほしいと思います。始業前から来て準備する教員もいますけれども、その分は超過勤務時間に入れてだめと勝手に決めるのだそうです。それだって仕事なわけですから、正確な実態調査になるように働きかけていただきたいと思います。このことについて何かお願いします。

○**八重樫参事兼教職員課総括課長** まず、委員から文部科学省の教員勤務実態調査についてもお話がございましたので、その部分も含めて御説明させていただきます。

今年度、文部科学省が実施を予定しております公立小学校・中学校等教員勤務実態調査ですが、教員の勤務内容ごとの勤務時間数を把握すること、そして教職員や専門スタッフの配置状況と教員の勤務時間、労働負荷等との関係性などを検証することにより、今後の教育環境の改善につなげることを目的として行われるものと承知しております。労働安全衛生法及びその関係規則におきましては、事業者は労働者の労働時間を客観的な方法により把握しなければならないとされておりまして、客観的勤務時間の把握につきましては、教員の健康及び福祉の確保を図るため構すべき措置として、教員の業務量の適切な管理を行うための基礎となるものでございます。

こうしたことから、県教育委員会といたしましては、教員の在校等時間を適正に把握し、負担軽減に向けた取り組みにつなげていくように、これまでも県立学校、各市町村教育委員会に対しまして、各種会議の場や、通知の発出などにより周知してきたところでございます。先ほど委員が御指摘されたようなことも含めまして、引き続き、県立学校長、市町村教育委員会が、教員の勤務時間に関して、適切なマネジメントを行うよう働きかけていきたいと考えております。

○**小西和子委員** 先ほどの加配のことで話をしますけれども、ほかの県の加配は全県に配置すると思うのですが、岩手県の場合は 218 人も 35 人学級に配置しておりますので、その分少なくなっています。現場も苦しい状況になっているということですので、県単独予算でつけていただければいいのではないかと考えております。

県立不来方高等学校のバレーボール部顧問のことについてですが、暴言、暴力は本当にあってはならないことです。私が不思議に思うのは、第三者委員会でも保護者がどういう対応をして、どのような思いでいたのかということです。小学校からバレーボールをしてきた翼さんです。中学校に入るときに、野球部に入りたいと言ったら、親から、だったら道具を全部自分でそろえなさいと言われて、バレーボール部に入ったと聞いております。本当にバレーボールをやりたくてやってきたのだろうかという思いがありますし、同じよ

うに小学校のときから翼さんと一緒にバレーボールをやってきた子供のお母さんたちの話も聞きましたけれども、翼さんは本当にバレーボールをやりたかったのだろうか、身長は大きいけれども、そんなに上手ではなかったという話も聞いて、バレーボールも続けなければならなくて苦しかったのではないかという話を聞いております。果たして中央大学のバレーボール部に入ることは、翼さんが望んだことなののでしょうか。その辺り何か把握していれば、お聞かせいただきたいと思えます。

○佐藤教育局長 我々も 2020 年 7 月 22 日に第三者委員会からの調査報告書を頂戴しております。その調査報告書におきまして、いろいろな調査、検証等の報告がなされている中で、遺書も残っておりますが、自死の背景の原因として数項目説明されております。

いろいろな 6 項目の要因の中に顧問の叱責等もございますし、バレーボールを続けざるを得ないことに対する不安や恐怖という、今委員がおっしゃったような項目もございます。我々としては、医師、弁護士、心理の専門家等が 1 年半かけて調査した内容ですので、それを重く受けとめているという状況でございます。我々はその当時についてゼロベースで調査するということはなかなかできないということで、今委員がおっしゃったことも含めまして受け入れているというものでございます。

○千葉絢子委員長 おおむね再開後 2 時間が経過いたしましたので、この際 3 時 10 分まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○千葉絢子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○千葉伝委員 私からは、冒頭に教育長から発言のありました、生徒に対する不適切な言動のあった元教員に対しての処分が決まったことについて質問させていただきたいと思えます。

この事案については、二つの学校にまたがって、かなり長い期間がかかったと言えらると思えます。特に議論は、当委員会で委員長が 3 人もかわって、教育長も 2 人かわってといった状況でさまざまな議論がなされてきています。今回ようやく最終的に処分が出たということで、くしくもあさっての 7 月 3 日が自殺した県立不来方高等学校の生徒の命日に当たるということで、亡くなってからほぼ 4 年たつわけですが、何でこれだけ時間がかかったのかというのが率直な気持ちであります。御両親、あるいは関係の皆様にとっては、すごく痛ましいことでもありますので、早く解決に向かうといいと思っておりますので、その部分をまずお聞きしたいと思います。

○八重樫参事兼教職員課総括課長 本事案に係る処分までの経過ということでございますが、詳しくお知りにならない委員もいらっしゃるかもしれませんので、具体的な時期を示しながら説明させていただきます。

まず、平成 30 年 7 月 3 日ですが、被害生徒の自死事案が発生いたしました。その後、御遺族とのやり取りをさせていただいた中で、平成 30 年 8 月 31 日に、第三者委員会の設

置と同委員会での調査の実施につきまして御遺族から御要望がありました。これを受けまして、平成30年10月に第三者委員会設置要綱を設置いたしまして、翌年の1月6日から合計23回にわたり第三者委員会が開催されまして、本事案の事実経過や背景の調査、審議を独自に行っていただいたところでございます。その結果を調査報告書としてまとめていただきまして、令和2年7月22日に県教育委員会が受け取り、御遺族に報告させていただいたという経過をたどってきたものでございます。

処分につきましてですけれども、この調査報告書の内容を踏まえまして、県教育委員会が処分権者として事実関係の調査をして確認をした上で判断しなければならないものでありますことから、調査報告書を受け取った後に関係者への調査、確認を行ってきたものでございます。この調査の確認に当たりましては、事案の重大性に鑑みまして、元顧問教諭の前任校赴任時、つまり平成19年まで遡ってバレーボール部の元部員の方々に協力をお願いいたしまして、事実関係についての調査を慎重に進めてきたものでございます。その結果を踏まえまして、処分に向けた検討を行い、手続が整いましたことから、今回の処分を実施したものでございます。

○千葉伝委員 経過については今お話しいただいたところではありますが、この委員会でもその旨は承知しております。

ただ、第三者委員会の設置については、遺族からの要望は当然あったと思いますけれども、この委員会でも、斉藤信委員や、私からも当初の調査が不十分だったのではないかとということで改めて県教育委員会からそれぞれの学校、それから顧問、部員について、しっかり調査をすべきではないかということをおっしゃっていただいた記憶があります。どうも次の展開に行くまでに時間がかかり過ぎていると言えらると思います。かかった分は結果的にはしょうがないと言えらるかもしれませんが、私からすれば、遺族や関係者の皆さんに、その説明がごめんなさいだけでいいのかという気持ちでおりますので、できるだけ詳細な説明を含めて行っていただきたいと思っております。

マスコミの報道や、資料等では、顧問の言動が絶望や孤立感を深め自死の一因になったと第三者委員会で認定されており、自殺のかなり大きな要因なのかと思っております。今回の懲戒処分で、県教育委員会は自殺の因果関係の議論はしたけれども、判断は困難と結論づけたと言っておりますが、第三者委員会の報告を重く受けとめたという言葉もあるわけですね。どうして最終結論のところでは困難という結果になったのか。その判断をどう結論づけたのか、議論した中身を含めて内容を示していただきたいと思っております。

○八重樫参事兼教職員課総括課長 元顧問教諭の不適切な指導と自死との関係についてありますが、令和2年7月に第三者委員会から調査報告書を受領した後、直ちに岩手県教育委員会議臨時会と、知事も参加する岩手県総合教育会議の臨時会を開催いたしまして、その内容を共有させていただいたところです。その後、関係者への調査を進めまして、その状況については随時教育委員に報告をしてきたところでございます。処分につきましても、教育委員との間で議論を重ねてきたところであり、その中では元顧問教諭の不適切な

言動と、生徒の自死との関係についても議論をしてみました。

第三者委員会の調査報告書におきましては、元顧問教諭の叱責や暴言による被害生徒の自信の喪失と、使えないなどの発言によって受けたダメージということや、被害生徒が相談に乗ってほしいと切実に願いながらも、苦しみをわかってもらえないはずがないという思いから相談ができなかったことによる孤立感、絶望感など6項目が自死の原因、背景として記載されているところです。

県教育委員会といたしましても、このことを重く受けとめまして、議論を積み重ねてきたところではありますが、最終的には、法律や医療、心理等の分野の専門家から構成される第三者委員会が約1年半にわたる調査及び審議の結果として調査報告書に取りまとめたものであり、これ以上の結論を導き出すことは困難と判断したものでございます。

○千葉伝委員 県教育委員会ですまざま調査した中で、自死と元顧問教諭の言動との因果関係は困難だという結論ですが、第三者委員会で自死の一因になったという結論を出しているということからすれば、やはり因果関係があったのではないかと判断するところです。そのような状況の中で、最初に元顧問教諭に聞いたときは、そのようなことは知らない、関係ないというような話でしたが、事実関係からすればどうしてもおかしいのではないかとということで、特に遺族や関係者から、もっときちんと調べる必要があるのではないかとということから出発して第三者委員会の設置という話になり、今に至っているということです。元顧問教諭が発言した中身について、気合いを入れる意味だったが、そう捉えてもらえなかったと言っている。その後に申し訳ないという言葉が続いているのですが、何が申し訳なかったのか理解できない。この元顧問教諭の言っていることは、私からすれば、普通の感覚でこんな神経を持っている人というのはいかたまりの人だと思うのですが、皆さんが直接本人からもお話を聞いたり、第三者委員会の中身等も含めて、率直に元顧問教諭の発言はどう思っていますか。

○八重樫参事兼教職員課総括課長 元顧問教諭の発言の部分でございますが、県教育委員会が行った本人聴取の中におきまして、叱咤激励、気合いを入れる、集中して練習に取り組むとの意味合いで発言はしていたが、そう捉えてもらえない部分があったと思うので、うまく発言するべきだった、申し訳ないという思いであると述べております。

○千葉伝委員 自分の気持ちとしてそういう言葉になったということですが、私からすれば、亡くなった人に対しての申し訳ないということではないという解釈になると思いますが、そういうことですか。

○佐藤教育局長 今回の発言につきましては、県教育委員会事務局の職員が実際に聞き取った発言ではございますが、この申し訳ないという思いであるという部分が、今委員が御指摘いただいたような意味合いなのかどうかということについて、判然としない部分はございます。

○千葉伝委員 私からすれば、悪かったという意味がほとんど感じられないと思います。

冒頭、佐藤教育長は、あさって謝罪も含めて遺族に説明してくるという話ですが、前に

も行ったのですか。今回初めてですか。元顧問教諭と一緒に連れて行って線香の一本も思うのですけれども、それは佐藤教育長からすれば、もう辞めた人だから一緒にというわけにはいかないという判断になるのか。あるいは、佐藤教育長から元顧問教諭に謝罪に行くべきではないかというようなことを言うことはないのですか。

○佐藤教育長 まず、1点目についてですが、7月3日の命日に弔問に伺わせていただく予定をしております。昨年7月3日も弔問に伺いました。それから、昨年の1月下旬にも弔問に伺いました。さらに遡ると、一昨年の7月は第三者委員会の調査報告書を受け取った年でしたが、その年の12月に前任校の事案の被害者家族の方と御遺族様とお会いをして謝罪をしました。私はこれまでも何度も謝罪と弔問とを繰り返し、さらに今回の処分にあたりまして、先月18日に最後の処分の前の段階で、弁護士立会いのもとで御遺族様の御意見等を伺い、それを教育委員にしっかり伝えた上で最終的な判断をとということで進めてまいりました。

それから、元顧問教諭に対しましては、処分前に2度ほど謝罪に関する意向を確認しましたが、これまで弁護士等からそういうことは確認できなかったというところがございます。

○千葉伝委員 今回の処分で終わりですか。まだまだこれからも処分は行うのですか。再発防止「岩手モデル」の策定を進めているということですが、いつごろ策定される予定ですか。

○八重樫参事兼教職員課総括課長 この事案にかかわる一連の処分でございますが、今回は元顧問教諭、そして当時の学校の管理監督者について処分させていただきました。

第三者委員会の調査報告書におきましては、県教育委員会の対応の不足の部分につきましても指摘がございます。その対応の不足につきまして、当時、県教育委員会事務局に在籍していた職員の個々の行為が処分の対象になるかどうか確認作業をさらに進めているところであり、別途検討していくこととしております。

○木村県立学校人事課長 再発防止「岩手モデル」の策定についてでございますけれども、昨年1月に第1回策定委員会を開催いたしまして、これまで5回にわたり外部委員の知見をいただきながら協議を進めてきたところでございます。

また、御遺族、被害生徒家族の御意見を伺いながら、その思いを反映させるように丁寧に対応し、議論を深めてきたところでございます。

しかし、協議、検討はまだ途中段階でございます。御遺族、被害生徒家族の御意見を踏まえた実効性のあるモデル策定には時間を要することから、外部委員の意見も踏まえ、ことし2月に開催されました第5回策定委員会におきまして、策定委員会の協議を今年度も継続するということについて了承を得たところでございます。

第6回再発防止「岩手モデル」策定委員会を7月中旬に開催する方向で、現在準備を進めているところでございます。策定委員会で外部委員と議論を重ねてまいりまして、今後二度と同様の事案を起こさないモデルづくりに県教育委員会組織を挙げて、しっかりと取

り組んでまいりたいと考えております。

○**斉藤信委員** 元顧問教諭の懲戒免職処分というのは当然の結果だと思いますが、あまりにも遅過ぎるし、理由が曖昧だということを率直に指摘したいと思うのです。処分理由は、生徒に対する不適切な言動です。生徒に対する不適切な言動が懲戒処分の理由だったら、なぜ第三者委員会の調査報告書であれだけ詳しく顧問教諭の言動が明らかにされていながら処分に至らなかったのか不思議でなりません。せめて、第三者委員会の調査報告書が出て、その確認をしたら懲戒免職に当たる処分になったのではないですか。第三者委員会の調査報告書以外に、県教育委員会が調査した新しい事実がありますか。

○**八重樫参事兼教職員課総括課長** 我々の行った調査についてであります。委員御指摘のとおり、第三者委員会の調査報告書の内容を踏まえまして、当該校における元バレーボール部員らに対し、県教育委員会として事実確認のための調査を行ったところです。この中で、平成 27 年度においても元顧問教諭が、部活動指導時に複数の生徒に対して、使えないなどと発言したことが新たに確認されておりまして、今回の処分理由の一つとされたものでございます。

○**斉藤信委員** 私が令和 4 年 3 月 22 日の常任委員会で、何であなた方の調査がおくれているのかという質問に、佐藤教育長は前任校赴任時まで遡って、元部員等の多くの関係者を対象として調査を行っているかと答弁したのです。県立盛岡第一高等学校事件の再調査は完了したのですか。その結果はどういう中身ですか。

○**八重樫参事兼教職員課総括課長** 前任校である学校における元顧問教諭の部活指導に関する部分につきましても調査を進めてまいりました。その中では、情報を幾つか得られましたけれども、最終的には事実認定するまでには至らなかったというところがございます。

○**斉藤信委員** 私は、去年の 12 月の常任委員会、2 月定例会での一般質問、常任委員会で、県立盛岡第一高等学校事件でどういう暴言、暴行があったのか、裁判に出された陳述書を含めて詳細に明らかにしました。率直に言うと県立不来方高等学校以上の本当にひどい暴言、暴力が数年にわたって行われていたというのが陳述書の内容です。県立盛岡第一高等学校事件で懲戒免職にすべきだったのではないですか。あなた方はそれを見逃したのではないですか。しっかり教えてください。

○**八重樫参事兼教職員課総括課長** 今回の処分につきましては、処分理由として当該校における平成 27 年度から平成 30 年度までの複数年にわたって、悪質な言動を含めて不適切な言動が常習的に行われていたということに加えまして、前任校での事案に係る一審判決におきまして、違法行為や、社会的相当性を欠く行為が認定され、元顧問教諭もこれを承知していたにもかかわらず再び同様の行為を行っていたなどの事情も踏まえたものであります。

一方で前回処分、前任校における事案ですけれども、これは平成 20 年 7 月から平成 21 年 2 月までということで、数カ月間における生徒に対する不適切な言動及び体罰を処分の対象としたものでございまして、これ以前に処分歴もなかったことなどを踏まえたもので

あり、今回の処分内容とは異なるものと認識しております。

○**斉藤信委員** 今回の懲戒処分であなた方が指摘した不適切な言動は、第三者委員会の調査報告よりもあっさりしています。そして、それよりもひどい暴力、暴言があったのが県立盛岡第一高等学校事件なのです。あなた方は陳述書をもらっても調べなかった。だから、去年の再発防止「岩手モデル」策定委員会の中で、あなた方が再調査を明らかにしたではないですか。そして、佐藤教育長は3月に、県立盛岡第一高等学校事件の調査のために処分がおくれていると言っていたのです。県立盛岡第一高等学校でどのような暴力があったのか。髪をつかまれて壁に激突きせられる、約30分ぐらい怒鳴りながら繰り返し平手打ちをされる、日常の練習で頭にボールを投げつけられるということを2年後輩の生徒が証言しているのです。あなた方が裁判で明らかになったこの事実を正面から受けとめて、厳しく処分していたら、県立不来方高等学校事件はなかったのです。あなた方は見逃したのではないですか。佐藤教育長、そう思いませんか。処分の前に裁判の中で明らかになったのだから、再調査することがおかしいのです。県立盛岡第一高等学校事件の調査をしないで、あの不十分な処分が行われたということを認めますか。

○**佐藤教育長** まず、今回の処分に至る経緯については、きょう八重樫参事からも答弁申し上げたとおりであります。一昨年7月22日に、それぞれの専門的な知見からまとめられた調査報告書を第三者委員会から受け取り、そこから処分権者としての調査、確認をした上で判断しなければならなかったわけです。そのときに前任校の赴任時までさかのぼって確認した上で、最終的な結論を出さなければならないということで、今回の結論は、そこまで調査した上での内容になったものであります。

それから、前回処分の件につきましては、先ほども八重樫参事が答弁したように、前任校において、平成20年7月から平成21年2月までの数カ月間における不適切な言動、体罰を行ったことに対する処分ということで、当時の判断としてそのようにされたということと受けとめております。

○**斉藤信委員** 私の質問にしっかり答えてほしいのです。あなた方が昨年県立盛岡第一高等学校事件を再調査したのです。不十分だからしたのです。そして、その中で深刻な事態が県立盛岡第一高等学校で起きていて、これをあなた方は見過ごしてきたということをお認めですねと言っているのです。これにきちんと対応していたら、県立不来方高等学校事件はなかったのではないかとおっしゃっているのです。これは県教育委員会が応訴したのだから、まさに県教育委員会の対応です。佐藤教育長、あなた方が再調査をし、深刻な事実が明らかになった。再調査しなくてはならないような不十分な処分をしたということではないですか。簡単に教えてください。

○**佐藤教育長** これは、当時そのように県教育委員会として判断されたとお答えします。

○**斉藤信委員** 答えられないということですね。調査もしないで前任校の処分はされて、それが傷を広げ再調査しなくてはならなかった。これは、県教育委員会として深刻に検証して反省すべきです。

先ほど、千葉伝委員からも話がありましたけれども、自死事件との関係について曖昧にしているのです。新谷翼さんは何で亡くなったのですか。顧問の暴言、暴力がなかったら、私は亡くならなかったと思います。それだけの重い事実が第三者委員会の調査報告書で詳しく解明されています。一番解明されているのがそこなのです。

あなた方が懲戒処分した翌日の岩手日報に、教育評論家の武田さち子さんがこういうコメントを出しています。自殺から4年が経過し、十分な調査期間があったにもかかわらず、県教育委員会が元顧問教諭の暴言との因果関係を判断しなかったのは問題だ。暴言が自殺の一因だったと認定した県教育委員会の第三者調査委員会の報告を無視した形で不誠実と言える。うやむやなまま処分して終わったことにしたいという思惑が透けて見えるように感じる。県教育委員会は因果関係を解明すべきだ。そうでなければ、今進んでいる再発防止策に関する協議に悪影響が出かねない。私は全く同感です。

第三者委員会で、どう解明されたのかを改めて指摘します。調査報告書の54ページからですが、絶望感及び孤立感の増大と希死念慮の増強という見出しで、4月以降に厳しさを増し、集中的に行われるようになったX顧問の叱責がAのバレーボールに対する意欲を奪い去り、さらには自分の運動能力への劣等感とE大学のバレーボール部でやっていけるはずはないという思いを増大させ、同大学に進学せざるを得ない状況に至ったことへの絶望感を一層深めさせることになったことは想像に難くない。X顧問のAを叱責する際の発言が、いずれもいたずらに威圧、威嚇し、人格を否定し、意欲や自尊感情を奪うものであり、指導としての域を超え、教員としての裁量を逸脱した不適切な発言と言わなければならない。

そして、最後にこう言っているのです。自死の直前の6月29日、AはX顧問から、お前はそれでも3年生か。だから負けるんだよ。部活やめろって言ってるんだなどの言葉でかなり強く、しかも繰り返し叱責されている。Aは声も出せなくなって下を向いてしまい、練習終了後には周囲から孤立し、もうやってられねえと述べていた。このX顧問の叱責や発言が、それまでも増大し続けていたAの絶望感や孤立感をより一層深めることになった可能性は否定できない。こういう指摘なのです。

60ページでは、こうも言っています。なお、6月29日のX顧問の叱責や発言がそれまでも増大し続けていたAの絶望感や孤立感をより一層深めることになった可能性も否定できない。Aは6月中旬以降には苦しみの中で疲れ果て、楽になりたいという心理状態となり、苦しみから脱出する方法として自死以外の方法を考えることができない心理状態に陥り、7月3日に自死するに至った。これが第三者委員会の調査報告書です。一番力を込めて明らかにされたのは、顧問の暴言の経過、その影響と打撃です。先ほど自死の六つの要因と答弁されたけれども、中心的な要因はこれです。そのことについて県教育委員会が不問に付して、こんな曖昧さの残る処分でもいいのですか。佐藤教育長、これだけの執拗な暴言がなかったら、私は新谷翼さんは自死しなかったと思います。あなた方は何が自死の原因だと考えているのですか。

○佐藤教育局長 今詳しく調査報告書の内容について委員から御発言がございましたが、我々はこの調査報告書を全て受けとめておりまして、調査報告書の内容がおかしいということは一切考えておりません。

その上で、行政処分ですから、因果関係については、かなり専門的な法的考察を必要とする部分ですので、調査報告書を受けとめつつも、この元顧問教諭が行った行為を積み上げれば、必ずしも因果関係に言及しなくても免職相当にあると考えました。先ほど八重樫参事からも答弁申し上げましたが、この教員は前任校の訴訟でも損害賠償が認められているわけです。そういう教員がまたこういう行為を行っているということも踏まえまして、我々としてはこの調査報告書を全て受けとめ、処分のあり方として個別具体的な行為を列記した上で、免職相当ということで懲戒処分に至ったものでございます。

○斉藤信委員 2月定例会でも紹介しましたが、昨年1月に沖縄県で部活動の顧問から執拗な叱責を受けた運動部の男子生徒が自死しました。沖縄県は、その年の7月29日に懲戒免職処分にしました。半年です。ここでは不適切な指導が繰り返され、精神的な負担が累積した結果自死したと判断しています。

バレーボール部員の生徒1人が亡くなっている。元顧問教諭の言動がそれにどういう影響を与えたかに触れなかったら、重大性が出てこないではないですか。私は、こういう暴言が懲戒処分に当たるということは理解しますが、生徒が追い詰められて1人亡くなっているのです。その関連性について一言も触れられていない。前任の県立盛岡第一高等学校ではもっと深刻な暴言、暴力があったのに全然触れられていない。あなた方が公表した処分理由は、こんなあっさりしたものなのです。あっさりしたものではないでしょう。今まで4年間かけて、こんな上辺のあっさりした処分理由でいいのですか。こんなあっさりした上辺の処分理由だったら供養になりません。佐藤教育長、第三者委員会でごここまで説明された自死事件との関係を、あなたはどうか受けとめているのですか。

○佐藤教育長 このことは、県教育委員会を代表する者として大変重く受けとめておりまして、先ほども申し上げましたように、これまで私は何度も弔問に訪れ、御遺族様からお話を伺い、そして誠実に対応してきたところでございます。

その上で、第三者委員会からの調査報告書の内容についても、一昨年7月22日に受け取ったときに大変重い内容だということもお話ししました。さらに、調査報告書に書かれている内容によりますと、学校、県教育委員会での不足した対応等にも触れられているということがございました。そのことから、処分権者としての対応に誤りがあるとはいけませんので、私どももどのような形で調査するのか、慎重に判断しなければならないと考えまして、前任校である学校の赴任時まで遡り、当時の部員、年数がかなりたっていて、なかなか調査に協力いただけなかった方々も中にはいますけれども、多くの方々に協力をお願いし、その上で事実関係等調査を尽くして判断しなければならないということで時間をかけざるを得ませんでした。これにつきましては、昨年の7月3日に弔問に訪れた際にも、なぜおけているのかということも問われました。その際に、処分権者としての調査を尽

くさなければならないということでお答えをさせていただきました。やっとここに来てこのような形でまとめ、処分に至ったというところでございます。

○**斉藤信委員** 県教育委員会が新たに調査して明らかになったことは、平成27年の暴言だけです。4年かけてその程度です。県立盛岡第一高等学校事件のほうが深刻な事実があったでしょう。4年かけて何を調査してきたのですか。この第三者委員会の調査報告書の76ページには、県立盛岡第一高等学校事件について、県教育委員会は生徒への不適切な言動及び体罰を理由にして、X顧問に対して減給1カ月の懲戒処分を下した。しかし、繰り返しになれば、県教育委員会は処分を下すまでの裁判の過程において過去のX顧問の不適切な指導について既に確認していたのであり、その時点で必要な対応や対策を取る必要があった。それを怠ったことによって、第4章第1の1で触れた校長の不十分な管理指導、そして本件事案へとつながった可能性は否定できない。こういう厳しい指摘なのです。

私は、この中身はさらに明らかになってきていると思っています。あの陳述書により県立盛岡第一高等学校で何が起きていたのかというのは、第三者委員会の調査報告書以上に一層明らかになりました。それをあなた方は見逃したのです。県教育委員会の責任はきわめて重大です。県教育委員会の処分についてはこれからということですが、本当に徹底して検証していただきたいと思います。それなしに再発防止「岩手モデル」の策定はできません。私は県教育委員会の責任は本当に重大だと思っていますので、しっかりみんなが納得するような調査を行っていただきたいと思いますが、最後に教育長、その点についてどのようにこれから行っていくのか、いつごろまでに県教育委員会の処分が行われるのか示してください。

○**佐藤教育長** 当該顧問教諭の処分については、今回の懲戒処分でもって実施しましたが、調査報告書で指摘されている県教育委員会の対応の不足については、当時の県教育委員会に在籍していた職員の方々の調査が済んでおります。その調査結果について懲戒処分の対象になるかどうか、今確認作業を進めているところです。ここは時間をかけることなく、可能な限り速やかに対応してまいりたいと考えております。

○**小林正信委員** 議論も続いておりますが、本当に亡くなられた生徒はつらかったらうと思います。御冥福をお祈りしたいと思います。私も第三者委員会の調査報告書を読ませていただきましたけれども、本当にあっさりとした内容で、もう少し心を込めたものが必要だったのではないかということは実感いたしました。一人の方の命が失われたということは、本当に重大に受けとめていただきたいと思います。

この免職された元顧問教諭は、もう一度指導する立場に戻る可能性があるかどうか。今までの話を聞いていると、本当に反省をして、人間として再生をしてというのも大事だと思いますけれども、本人の反省の部分ではどうなっているのか。佐藤教育長は何度も弔問に伺っているとのことですが、教員本人はどういう状況になっているのでしょうか。

○**八重樫参事兼教職員課総括課長** まず、指導の部分について御説明しますと、この懲戒免職処分によりまして教員免許は失効となりますので、教師として指導することはできな

くなると思います。

本人の気持ちの部分については、先ほども御説明したように、もっとうまく指導できればよかった、申し訳ないという思いであるという話が本人の弁でございますので、そのような状況になっております。

○**小林正信委員** 免職で教員の資格が失効するということですね。今、再発防止「岩手モデル」をつくっていらっしゃると思うのですけれども、一人の方の命が失われ取り返しがつかない事態ですし、二度と繰り返さないということは当然のことだと思うのですけれども、どうして亡くなってしまったのかということはいささか検証していただきながら、二度と繰り返さないようにしていただきたいという思いでございます。

学区についてお伺いしたいと思います。先日、私の知人から、自分の子供を学区外の小学校に通わせることはできないのかという問い合わせがありました。幼稚園でかなり人間関係ができて、この友達と一緒に小学校に上がりたいという思いがあったらしいのですが、これをかなえていたら、一つの学校にたくさんの方が集まってしまっても大変だろうと思ったりもしたのですけれども、さまざまな家庭の事情やいじめ、また学校内でのトラブルといったことがあった場合は、学区外の小学校や中学校に通えるということを保護者に知ってもらうのも大事だと思っておりました。

そこで、学区外の学校にも通える、あるいは学区を選択できる制度は、岩手県ではどのようなになっているのかをお伺いしたいと思います。

○**三浦義務教育課長** 学校選択制等にかかわる県内の状況についてでございますが、本県では、当該市町村内の全ての小中学校のうち、いわゆる希望する学校に就学を認める学校選択制を導入している市町村はないと承知しております。

一方で、就学すべき指定した学校の変更ということにつきましては、学校教育法施行令第8条の規定により認められておまして、委員御指摘のいじめへの対応であったり、あるいは通学の利便性などの地理的な理由、そのほか家庭や児童生徒等の具体的な事情に即しまして相当と認められるときには、保護者の申立により弾力的に認めることが可能となっております。

なお、指定した学校の変更を認める際の具体的な事由につきましては、地域や学校の実情等に応じて、設置者である市町村教育委員会が適切に判断していると承知しております。

○**小林正信委員** 地理的な理由というのはあるかもしれませんが、また先ほど述べたようないじめや不登校、学校でのトラブルの場合も学区外の学校に通えるという事例があると思います。文部科学省でもそのような方針を持っていたと思います。例えば、県内の不登校児童生徒の対応で、基本的には適応指導教室などに通って登校を促すという方法もあると思うのですけれども、場合によっては、不登校児に転校を促すということも必要だと思いますが、その辺りの取り組みの状況、御見解をお伺いできればと思います。

○**三浦義務教育課長** 学区外への就学につきましては、保護者の申し出によって市町村教育委員会が判断し、相当と認めた場合にはそれができるということになっておりますので、

保護者からの申し出なしに進めるということは想定されていないと考えております。

○**小林正信委員** 岩手県では、不登校児やいじめなどでの転校の事例というのは年間どれくらいあるのでしょうか。これまであったのか、全くないのか、その辺りをお伺いします。

○**三浦義務教育課長** 個々の事例の有無等につきましては、各市町村教育委員会で把握しており、岩手県でそれを集約して把握しているという状況にはございません。

○**小林正信委員** 学区外のことを取り上げさせていただきましたけれども、不登校児童生徒やいじめを受けている生徒、あるいは学校でトラブルを抱えている生徒に対しては、転校やフリースクールも含めて、あらゆる選択肢があるのだということはしっかりと提示できるような取り組みを進めていただきたいと思いますので、そういう取り組みも充実させていただければという要望をして終わりたいと思います。よろしくをお願いします。

○**小野共委員** 私も県立不来方高等学校事案で、佐藤教育長の思いをお伺いさせていただきますと思います。

亡くなった生徒は、本当に苦しかったろう、悔しかったろうと思います。県立盛岡第一高等学校から県立不来方高等学校にその教員が行って、盛岡第一高等学校の子供たちも不来方高等学校の子供たちも殴られたり蹴られたりして、試合に負けたらお前のせいだと言われて、体育館にがんがん頭をぶつけられて、びんたされてグーで殴られて、そして倒れたら今度は腹を蹴られる。再発防止「岩手モデル」策定委員会の会議録がここにあるのですけれども、関係者の人たちの発言の中で、教師と二人だけの部室の中で数時間にわたって、お前の脳みそは小学生以下か、お前みたいなやつが岩手県の政治家になって政治をだめにしていくのだといったような話をされて、椅子を蹴り上げられた。これは本当に常軌を逸しているという気がするのです。

いじめの事案というのは全国にたくさんありますけれども、いじめの加害者だけが悪いというわけではなくて、そこにいて黙って見ていた人たち、先生も悪いと思うのです。私は、当時そこにいた盛岡第一高等学校の教員たちも、不来方高等学校の教員たちも、知っていたのだらうと思います。言い方が悪いのですけれども、恐らく知っていて隠したというか、言わなかったのだらうという気がするのです。知らないのではないのです。これはいじめのサイレントマジョリティーだと思います。教員の方々は、いじめは加害者だけではなく、みんな悪いのだと言いますけれども、それを教えている教員たちもそのとおりだと思いますし、こういった体質を変えていかなければ、同じことが起きる気がするのです。全国で体罰の事案がなくなるのは、見て見ぬふりをする生徒と教員たちがたくさんいるからだだと思います。だから、教員の方々が悪いというわけではないですけれども、現実を現実として認めて変えていくということを謙虚にやらないといけないと思います。岩手県でいじめが原因で亡くなった人は翼さんだけではないですし、県教育委員会が次にやるのは、その人たちのために何ができるかということをも真面目に考えないと、東日本大震災津波のときもそうですけれども、亡くなった人たちにあまりにも申しわけなさ過ぎて、もう少し謙虚にやるべきなのではないかという気がします。

コンプライアンス教育だって、人を殴ってはいけないというのは、教えられなければわからないのだろうかという気もしますし、そもそもそういうのはコンプライアンス教育と
いうのだろうか、もっと根本的なような気がするのです。佐藤教育長、どう思いますか。

○佐藤教育長 今回このような重大な事案を起こし、本県の教育界に対する県民の信頼を損なう形となってしまいましたので、今後このようなことが二度とあってはならないということで、再発防止「岩手モデル」策定委員会を立ち上げて、有識者の方々にも入っていただき、また御遺族様、被害者家族の方々の御意見も頂戴しながら、実際に被害に遭われた、あるいは御家族を亡くされた御遺族の方の思いも受けとめながら、今策定に対応しているところでございます。

私も御遺族様に複数回お会いして、家族を失ったつらさなどの話を伺って悲痛な思いを受けとめてまいりました。私も機会あるごとに県立学校長と話をし、昨年から研修会等呼びかけ、実際に何をやったかを個別に確認しました。ことしも同じことをお願いするつもりです。そのときに家族を亡くされた思いにしっかり寄り添って、このようなことを二度と起こさないよう改めて徹底していかなければならないということを強く申し述べていきたいと思っております。

県教育委員会の対応についても不足した部分があるとの第三者委員会からの指摘もありました。教育長という立場で、これまでの経過等を見てきた中で、県教育委員会自身変わっていかねばならないという思いも強くしております。今回このような形で懲戒処分をしましたが、これも大変重い決断でありました。教育委員の皆様方も大変悩みながらも最後まで御議論いただき、このような形にさせていただきましたけれども、その際にも改めて思いを強くしたのは、岩手県の子供たちを教育界全体でしっかり守っていかねばならないということです。学校現場の教員の方々は本当に苦勞しています。ごく一部の教員によって、岩手県の教育に携わっている方たちの信頼を損なうことはいけません。本当に日々大変な努力をしながら、岩手県の子供たちのために尽くしているわけでございますので、改めて私どももそれをしっかり支えるような努力を重ねていきたいと思っております。

○千葉絢子委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉絢子委員長 ほかになければ、これをもって教育委員会関係の審査を終わります。教育委員会の皆様は退席されて結構です。お疲れさまでした。

次に、ふるさと振興部関係の議案の審査を行います。議案第1号令和4年度岩手県一般会計補正予算（第3号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費のうちふるさと振興部関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○鈴木副部長兼ふるさと振興企画室長 議案第1号令和4年度岩手県一般会計補正予算（第3号）中ふるさと振興部関係の予算について御説明申し上げます。

議案（その1）の4ページをお開きください。10款教育費9項私立学校費、上から三つ

目でございます、1,000万円の増額がふるさと振興部関係の予算でございます。

補正予算の内容につきましては、お手数ですが、予算に関する説明書の28ページをお開き願いたいと思います。10款教育費、9項私立学校費、1目私立学校費の1,000万円の増額であります、説明欄の私立学校修学旅行キャンセル料等支援費補助は、保護者の経済的負担の軽減を図るため、私立学校等における新型コロナウイルス感染症の影響による修学旅行の中止や延期等で生じたキャンセル料等の支払いに要する経費に対し補助しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○千葉絢子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 修学旅行のキャンセル料の支援費補助ですけれども、この1,000万円は、恐らく去年の実績を踏まえたものだと思いますが、去年どれだけの学校がキャンセルとなったのか、実施した学校はどうだったのか。今年度の既に中止したところ、実施したところ、今後の見通しを含めて示してください。

○米内学事振興課総括課長 昨年度の補助実績について、昨年度は同様の補助制度でございますが、実績としまして中学校、高校の計12校1,451人が対象となっております。実績額につきましては1,080万円余となっております。逆に実施した学校としますと、12校を除く7校が実施する、もしくは実施しないけれどもキャンセル料がかからないというものも含めて対象外となっているところでございます。

それから、今年度の見込みでございますが、学校の修学旅行はおおむね10月からがメインでございます、10月、11月、12月の期間で修学旅行の計画を立てている学校がほとんどですが、盛岡市内の中学校で6月に修学旅行を計画していたところは、既に実施したと聞いております。例えば、昨年度、2年生で行くところを行けなかったので、3年生になってから行くということで、6月に実施した学校もございますが、ほとんどの学校は通常どおり10月以降に計画しているというところですよ。

○千葉絢子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉絢子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉絢子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉絢子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○齊藤信委員 簡単な質問ですから、まとめてお聞きいたします。

私立学校や岩手県立大学等での主権者教育について、先日、盛岡大学附属高等学校で主権者教育の取り組みとして、各政党を呼んでの政策を聞く会が開かれました。他の高校では、どのような主権者教育が行われているのでしょうか。

岩手県立大学の学生による各政党の政策を収集して投票を考えるという取り組みもありまして、私も日本共産党の政策を詳しく紹介しましたが、岩手県立大学における主権者教育、投票率を高める取り組みはどうなっているのでしょうか。

先日のニュースで、盛岡大学では6月27日から28日に期日前投票所が設置されたということでした。岩手県立大学や岩手大学など他大学でも、こういう取り組みを積極的に進めるべきだと思いますが、どう把握されているのでしょうか。

○米内学事振興課総括課長 まず、1点目の私立高校における主権者教育の取り組みについてでございますが、各私立学校においては、これまで現代社会や政治経済という科目の授業で行われておりました。また、本年4月からは、新たに高等学校に履修科目として公共という科目が導入されまして、それらの授業の中で有権者になることの意義や実際の選挙の行われ方、政治の仕組みなどについて学習されていると承知しております。

また、これらの授業に加えまして、学校が独自に投票方法を解説した資料を生徒に配ったり、選挙管理委員会事務局の職員を講師として招いて講演会を実施したり、それから模擬選挙を実施するなど、各私立学校において主権者教育の取り組みが行われていると承知しております。

続きまして、2点目の大学生の主権者教育と投票率を高める取り組みでございますが、岩手県立大学におきましては、大学内のサークルに明るい選挙推進サポーター、県大Votersというサークルがございまして、選挙事務所を訪問するなどして、各政党の政策を収集、比較して投票を考える取り組みや、期日前投票所の運営補助等を学生が行うなどの取り組みを行っていると同っております。

また、岩手大学では、6月9日に盛岡市と盛岡市明るい選挙推進委員会と協働で教育学部の1年生を対象に若者の低投票率について再認識をしてもらい、選挙や政治に関心を持って投票に行くことの大切さを呼びかけるための出前授業を行っていくと聞いております。

そのほかの大学におきましても、大学内へのポスターの掲示は三つの大学と一つの短期大学で取り組まれておりますし、期日前投票所の開設への協力というのは、県内で四つの大学で行っていると伺っております。

続きまして、3点目の県内大学の期日前投票所の開設状況でございますが、今申し上げましたとおり、県内に六つの大学がございまして、期日前投票を実施しているのは県内四つの大学ということで、盛岡市、滝沢市、花巻市の選挙管理委員会が大学に設置しているという状況でございます。

○齊藤信委員 前回の衆議院議員総選挙の投票率は、全体が50%前後のところ、20歳か

ら24歳までの投票率はたしか34%とやはり20代前半が特に低いのです。18歳選挙権が実施される前は、文部科学省は政治活動禁止の指導をしていたのです。今はもう18歳選挙権ですから、そんなことはできないのですけれども、長い間政治活動に触れること自身が学校では禁止されていた中で、生身の政党や政策に触れる機会というのが大変重要なのではないかと思います。そういう点で、盛岡大学附属高等学校の政党の政策発表会というのは大変面白かったです。あれだけたくさんの方の話を聞く機会というのは、今まであまりなかったのではないかと思います。私立学校でそういう取り組みが行われたということで、マスコミも大変注目して、翌日の新聞やテレビでも報道されましたが、開催するに当たっては、選挙管理委員会といろいろなやり取りがあったという苦労話もありました。ああいう取り組みが行われたということも含めて、大いに主権者教育を進めていただきたいと思っています。

期日前投票所は4大学で開設されたということですが、2大学は何で開設しないのですか。これは自治体の関係ですか。

○米内学事振興課総括課長 例えば、盛岡駅の近くのマリオスにある大学ですと、マリオスに投票所がございますので、そこで用が足りますし、あとは矢巾町に一つ大学がございますけれども、確認はしておりませんが、そこは恐らく盛岡市から来ている方が多いのではないかとこのところ開設していないという状況でございます。いずれにしても、市町村選挙管理委員会と調整をして設置しているということになっております。

○千葉絢子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉絢子委員長 ほかになければ、これをもってふるさと振興部関係の審査を終わります。ふるさと振興部の皆様は退席されて結構です。お疲れさまでした。

委員の皆様には、次回そして次々回の委員会運営について御相談がございますので、少々お待ちください。

それでは、次回及び次々回の委員会運営についてお諮りいたします。次回8月2日に予定しております閉会中の委員会ではありますが、所管事務の調査を行いたいと思います。調査項目につきましては、令和5年度県立学校の編成等についてとしたいと思います。

また、次々回8月31日に予定しております閉会中の委員会ではありますが、所管事務の現地調査を行いたいと思います。調査項目については、暑い中ではございますが、いわて盛岡ボールパークの整備状況等についてとしたいと思いますが、これらに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉絢子委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

なお、詳細につきましては当職に御一任願います。おって、調査と決定いたしました各件につきましては別途議長に対し閉会中の継続調査の申し出を行うことといたしますので、御了承願います。

なお、連絡事項でございますが、当委員会の7月の県内・東北ブロック調査につきましては、7月19日から20日まで1泊2日の日程で実施いたします。福島県を考えております。追って通知いたしますので、御参加よろしくお願いたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。